

官報

平成十五年七月二十五日

○第百五十六回 参議院會議録第四十四号

平成十五年七月二十五日(金曜日)

午前零時十一分開議

○議事日程 第四十四号

平成十五年七月二十五日

午前零時十分開議

- 第一 國務大臣福田康夫君問責決議案(角田義一君外九名発議)(前会の続)
- 第二 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 仲裁法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第五 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一より第五まで
- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、外交防衛委員長松村龍二君解任決議案(與石東君外九名発議)(委員会審査省略要求事件)

平成十五年七月二十五日 参議院會議録第四十四号 國務大臣福田康夫君問責決議案(前会の続)

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。
日程第一 國務大臣福田康夫君問責決議案(角田義一君外九名発議)を前会に引き続き議題といたします。
討論を続けます。吉川春子君。

(吉川春子君登壇、拍手)

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました福田康夫内閣官房長官問責決議案に対する賛成討論を行います。

新聞の全国世論調査では、イラクへの自衛隊派遣に反対が五五%に上り、賛成の三三%を大きく上回っています。私の下へも、自衛隊イラク派遣に反対する、あるいは懸念する声のメール、ファックスが続々と寄せられています。国民の大多数が反対し、野党が強く反対しているにもかかわらず、イラク特別措置法案を強引に成立させようとしている法案担当大臣福田内閣官房長官は断じて許すことができません。

元防衛庁教育訓練局長の小池清彦新潟県加茂市長は、イラク特別措置法案を廃案とすることを求める要望書で、次のように厳しく批判しています。イラクは全土において前線も後方もありません。全土がいまだ戦場なのです。このような地域へ自衛隊を派遣することは明確な海外派兵であり、明らかに憲法九条に違反する行為であります。イラク特別措置法が定める海外派兵さえも憲法九条の下で許されるところならば、憲法九条の下でできないことはほとんど何もないということになります。このような元防衛庁幹部の言葉を官

房長官は何と聞くのですか。

国際法、憲法、中東研究者六十三名による緊急アピールもまた、そもそも自衛隊は政府の見解によれば自衛のための最小限度の実力であるから違憲ではないとされてきたものである。その自衛隊が日本の自衛と関係のない占領下のイラクに派遣されることは、これまで政府が取ってきた政策が根本から転換され、自衛隊が外征軍となることを意味する。また小泉政権は、この法案を足掛かりに、自衛隊の海外派兵の恒久立法制定を公言している。これは二度と戦争をしないと憲法に掲げて世界に誓った恒久平和の立場を投げ捨てることにつながり、断じて許すことができないと訴えています。

しかも、国連もイラクも、日本に対して自衛隊の派遣を求めておりません。自衛隊派兵はアメリカの要求によるものであることは明らかです。フランス、ロシア、中国の安保理常任理事国を始め、圧倒的多数の国連加盟国が派兵を拒否しています。安保理決定も米英の軍事占領は正当化しておらず、加盟国にイラク派兵など求めてはいないではありませんか。

以下、具体的に理由を述べます。
問責決議案に賛成する第一の理由は、イラクでは、国民の軍事占領への抵抗が強まるとともに、米兵への襲撃が激化し、死者は既に湾岸戦争時を突破し、事態は泥沼化しつつあることです。

我が党の吉岡議員が、世界で、戦闘地域あるいは非戦闘地域というような分け方、そしてまた武器使用を武力行使と正当防衛に分けるやり方をやっている国があるかと質問したのに対して、官房長官は、これはほかの国にはないと言いました。小泉総理に至っては、安全な地域がどこなのか、自分に聞いても分るはずがないと、無責任極まりない答弁を行っております。

米英中央司令官がイラク全域でゲリラ戦と言明している状況にあるイラクへの自衛隊派兵は、憲法違反の武力行使となることは余りにも明瞭では

ありませんか。イラクでは、米軍だけでなく、米軍を支援する者も攻撃されており、政府も、自衛隊員が殺される可能性があるかもしれないとして、応戦する可能性を認めているではありませんか。

安全な地域など存在し得ないイラクに自衛隊員、すなわち日本の若者を送ることは、支持政党を超えて国民は絶対に許すことはありません。官房長官の責任は重大です。

第二は、小泉総理がイラク戦争支持の理由とした大量破壊兵器はいまだに発見されず、大量破壊兵器保有と断定した根拠を何一つ示すことができないではありませんか。小泉総理は、フセイン大統領が見付からないからといって大統領がいなかったことにはならないなどと、驚くべき詭弁を繰り返しています。福田官房長官は、もうイラク戦争を支持しなかった、取り消すことはできないと、無責任な答弁に終始しています。総理が総理なら、官房長官も官房長官です。

米英では、政府による情報操作疑惑が持ち上がり、政権が議会から追及を受ける事態に陥っています。米英による軍事占領への支援が不法かつ不当なものであることは明らかです。不法、不当な憲法違反、軍事占領支援法です。それを強引に成立させようとする福田官房長官の姿勢は断じて容認することはできません。

第三は、政府は、イラク国民からの攻撃であらうとバース党残党からの攻撃であらうと、自衛隊は正当防衛、緊急避難を口実にすれば武器を使用して反撃し、相手を殺傷することもできるとしています。持参する武器にも制限規定はありません。しかも、法案は、武器の使用について、上官の命令に従って組織的に行うことを認めています。そうならば、正に応戦であり、憲法違反の武力行使そのものではありませんか。

憲法で戦争放棄、交戦権の否認を定めている日本こそ、泥沼の戦争に加担するのではなく、米英軍を速やかに撤退させ、国連中心の復興人道支援

のために努力しなければならないのではないのでしょうか。

第四に、さらに、福田官房長官は、自衛隊の自由な海外派兵を可能とする恒久法の法制化について、作業は急いでやりたいと答弁し、そのために大綱を作成する考えを明らかにしています。これは小泉首相も将来の検討課題としてきたものです。政府として初めて法制化に向けた作業を急ぐとともに、具体的な手順にまで踏み込むようとしています。恒久法に地方自治体の職員や民間人の動員を盛り込むことまで明らかにし、日本がこれから国際社会で生きていくための筋道だと危険な答弁を繰り返すなど、その責任は極めて重大です。

政府・与党は、日本が戦後初めて他国民を殺傷し、自衛隊員を犠牲にする危険をはらんだイラク派兵法をなぜ強行するのですか。米英がイラク攻撃の根拠にした情報に虚偽であることが明らかに、戦争の大義のなさが一層明白になっているのに、なぜ日本が派兵して米軍の戦争に参加するのか、この国民の批判に対し、まともに答えようとしない福田官房長官の責任は極めて重大です。加えて、いわゆるレイプ擁護発言も官房長官の資質を疑わせるものです。

六月二十六日、鹿児島市内の公開討論で、自民党の太田誠一議員が、強姦事件が話題になった際に、集団レイプする人はまだ元気があから正常に近いんじゃないかと発言して問題になりました。この発言の翌日に、官房長官は、太田発言について問われて、先ほども引用されましたけれども、女性にも、いかにもしてくれていうの、いいじゃない、挑発的な格好しているのが一杯いんですよ、そういう格好をしている女性の方が悪いんだなどと発言したと報道されました。

官房長官、あなたは男女共同参画担当大臣です。政府の男女共同参画基本計画には、女性に対する暴力の根絶について、女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を従属的な状況に追い込むものである、女性に対する暴力は克服すべき重要課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならないと記されています。官房長官は、本来なら太田発言を厳しくしたしななくてはならないのではありませんか。それを、レイプされる女性の方が悪いなどとは何事でしょうか。野党女性議員が十六名で官邸にこのことの真偽を確かめに行きましたが、会おうともされませんでした。

官房長官、あなたは慰安婦担当大臣ですけれども、侵略戦争の反省に基づく謝罪と補償を行うように国連や被害者、その母国から繰り返し要求されてきましたが、耳をかそうとしません。侵略戦争に對しきちんと反省しない日本が今度は武器を持って戦争を終了しないイラクに自衛隊を派兵することは、憲法九条を踏みしめ、アジア諸国に限りない不安を与え、親日的であったイラク、中東と日本の関係を決定的に悪化させ、国益を損なうものでありませんか。

防衛研究所所蔵の資料によれば、かつて十五年戦争の始まりとなった関東軍の謀略による満州事変、中国東北への侵略の開始の決定となった一九三一年九月二十二日の閣議決定は、全員、賛成も反対も表明せず、反対なしということを決定しました。この過ちを繰り返して、沈黙の協力を繰り返してはなりません。痛苦の体験をした歴史の教訓になぜ学ばないのですか。

それでもなお教を頼んで……
○議長(倉田寛之君) 吉川君、簡単に願います。
○吉川春子君(続) イラク派遣特別措置法を強行しようとする福田官房長官を到底信任できません。

以上、申し述べて、問責決議の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 平野達男君。
〔平野達男君登壇 拍手〕

○平野達男君 私は、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表しまして、ただいま議題となりました福田内閣官房長官の問責決議案に賛成の

立場から討論いたします。

その前に、官房長官、聞くところによりますと、官房長官としての連任在任期間の歴代記録を更新中とのことです。千日を超えたようですが、大変お疲れさまであります。まずは敬意を表するものであります。ただし、ただ長ければ良いというものではないことは申し上げておきます。

官房長官職は激務とのことです。特に小泉総理といういろんな意味で大変な総理を補佐する役割を担い、二重、三重に大変ではないかと推察いたします。そろそろお疲れと思ひますし、御自身もだれかに職を譲りたいとの気持ちをお持ちかもしれません。ひょっとして、今国会でイラク特措法を成立させ、さらに次の臨時国会でテロ特措法の延長案を成立させ、それを花道に職を退き、本丸をねらう準備をするといったことを考えておられたかもしれません。

本来であれば、これまでの御苦労を慰労申し上げ、内閣改造による交代までの奮起をお願いしたい気持ちもないわけではありせん。しかしながら、今回のイラク特措法の審議などを通じて、官房長官にはこの際さっぱりと職を辞す時期にきたことが明らかにしたことをはっきりと申し上げるものであります。

官房長官の答弁などを聞いておりますと、今回のイラク特措法の主管大臣として、法案の持つ重要性や歴史的な事実を含むイラク情勢など、法案に関連して主管大臣として十分承知しておかなければならない事項についてどこまで理解されているのか、聞く側の不安をおおるような答弁が目立っております。

そもそも、何度私どもが申し上げたように、自衛隊という、有事においては武力の行使という最も重大な任務を与えられる国の組織を動かすに当たっては、明確な基本理念と行動原則の下、慎重の上にも慎重な判断が必要であります。

もちろん、自衛隊の派遣については、国連の平和維持活動としての国連の決議と要請があれば、

我が国は全面的に協力すべきであると考えます。このことは、当然、我が国憲法が定めている方向に沿うものであります。

しかしながら、政府が本法案の根拠としている国連安保決議一四八三号は、人道支援については国連及びその他国際機関の任務、治安維持活動は占領国の役割と明記しており、この枠組みの下で自衛隊を派遣することは占領という軍政への協力をすることになり、これこそ憲法違反になるおそれがあります。

しかるに、他の閣僚も同様であります。この問題については、自衛隊は占領軍の指揮下に入らないから問題ないとの極めて簡単な答弁に終始しております。事が憲法違反になりかねない事項であるにもかかわらず、問題の重要性を理解しているとはとても思えないのであります。主管大臣としては、指揮下に入らないということが実際にどういうことなのか、それで十分な活動ができるのかなど、もっと説明責任を果たすべきであります。

戦闘地域と非戦闘地域との区分に関する議論についても同様であります。

この議論は、机の上の議論をする前に、先ほど述べたように、イラクがどういう状況にあるのか、歴史的な経緯を含めての理解が必要はなすです。しかしながら、官房長官はこうしたことについてどこまで承知されていたのでありましょうか。

前の本会議の質問時にも申し上げたとおり、イラクは民族間や宗派間の根強い対立という、平和に慣れた日本人の理解を大きく超えるかもしれない複雑な問題を抱えている国ととらえる必要があります。特に、イスラム教内における国民の六〇%を占めるシーア派と、一七%と少数派ながら、かつて英国によってイラク統治の権限と特権が与えられ、その体制を維持してきたスンニ派との宗教的かつ国の覇権をめぐる政治的対立はどこまで真剣に考えられてきたのか。

その一方で、国内では対立していても、かつてはシール派が多数を占めるイランとの戦争においては、イラクは宗派を超えて一致して戦ったという経過があり、外からの脅威、干渉に対してはアラブ民族の団結の強さを指摘する向きもあります。

さらには、湾岸戦争後、バスラを中心としたイラク南部において、米軍がシール派を扇動し、フセイン打倒に向け武装蜂起させたものの、失敗。米国はこれを見捨て、フセインがシール派を徹底的に弾圧しました。こうした経過をシール派の宗教的な性格を形づくったとされるあのカルバラの悲劇になぞらえ、安全とされるイラク南部地域のシール派には米国に対する抜き難い不信感があると指摘する向きもあります。

これらは、いずれも、占領軍が行う統治や駐留を困難なものになることを予想されるに十分な要素の一部であります。こうしたことにに対し、主管大臣である官房長官がどれだけ理解され、配慮されたのか。議事録のどこにもそれをうかがい知る材料は見当たりません。

イラクにおいては、一つの地域の偶発的な事件が広い範囲や国全体の騒乱へと発展するおそれを常に内在しているとともに、イラク国民の反感が高まり、占領軍はもとより、外国の軍隊は占領軍と同一とみなされ、自衛隊もどこで活動しようが標的にされる可能性を常にはらんでいいると考えなければなりません。ゲリラ戦が始まっている現在のイラクの状況は正にそのことを証明しており、このことに知らんぷりは許されないのであります。これまで野党議員が何度も指摘してきたように、イラクにおいて非戦闘地域はない、虚構であると考えるのが当然なのであります。

現実には即して非戦闘地域はないと答えば、今の憲法解釈の積み重ねの上に乗る限り、自衛隊は派遣できません。自衛隊派遣ありきという前提に立っている以上、現状を無視し、非戦闘地域はありと強弁しなければならぬ心情をちょっとは理解

解できないわけではありません。しかし、自衛隊といっても、生身の同胞を派遣する以上、現実、現状を十分踏まえた現状ありきが前提になることは当然であります。

自衛隊は結局、危険地域に行くことになるのではという問い掛けに、そういうところに行かないことになっている、法律でそうなっていると答弁を繰り返す官房長官には、ただ機械的な答弁を繰り返し、ひたすら時間の経過を待って与党多数を頼んだ採決による法案の成立を待っているとは思えません。官房長官として誠に不適切と言わなければなりません。

また、官房長官は金属疲労を起こしているのではないのでしょうか。

先日、事態特の私の質問に対し、しばらく何も答えず、答弁に立った答えが、実は今別なことを考えておりましたという答えでありました。本当にお疲れのようです。最近の答弁においては、核心を突いた質問をされると、説明を放棄し、質問者の言葉がきつくと文句を言っておられました。これも疲れでありましょう。過日のレイブ発言なるものも、きつとお疲れではなく、これは多分本質だったと思います。

官房長官、この問責決議を奇貨として、御自身の決断でやはりお辞めになってはいかがでしょうか。

官房長官は総理の女房役とも言われます。私のように、常に女房に頭が上がりたというふうな余り強い女房でも困りますが、しかし、言うべきときは総理に対してはきつりと言うべきです。

最近の小泉総理の答弁のめっちゃくちやぶりは、度を過ぎていいるという程度を過ぎて、異常であります。特に、イラクにおいて大量破壊兵器がいまだ発見されていないことに関連し、フセインが見付からないといっているフセインがイラクにいなかったとは言えないという発言は、これほど物事の本質を踏み外した発言はないという意味で歴史に残る発言であります。

しかも、あろうことか、御本人はこの答弁に御満悦。国会で何度も繰り返しております。さらには、外国の要人に話したら褒められたといっている様子には、ただただ言葉を失います。総理は外交辞令という言葉を分らないようですが、事はそれにとどまりません。日本の総理のレベルの低さをはつきり印象付けたという点で国辱ものであります。

問題は、官房長官がそばにいて、注意をしないと忠告をした形跡がないことでもあります。

まさか、官房長官まであの発言をいい発言とは思っていないでしょう。そうであれば、きちんと総理の軌道修正をすべきであります。それをしない官房長官は、やはり長期に任のお疲れか、仕事放棄であります。これ以上、官房長官の重責を担うに堪えないということでもあります。

ちなみに、間違っても、総理が、フセインに飽き足らず、ビン・ラディンが見付かっていないからビン・ラディンが存在しなかったとは言えないなどとは言わせないでいただきたい。これを強くお願い申し上げます。

以上、議員各位に対し、イラク特措法案の廃案と併せ、福田官房長官がこれ以上、官房長官を担うにふさわしくないとすることに賛同していただくようお願いするとともに、そうすることがこの国にとっても、さらにお疲れの福田官房長官のためにも良いのだと申し上げ、私の問責決議案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

浅尾慶一郎君外八十五名より、表決は記名投票をもって行われたとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(倉田寛之君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(倉田寛之君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十一票
白色票 百三票
青色票 百三十八票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) これにて休憩いたします。

午前零時四十八分休憩

午後十一時一分開議

○議長(倉田寛之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

日程第三 仲裁法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長長魚

住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 たいだいま議題となりました民法法律案につきまして、法務委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、建物賃借人に対する建物明渡し猶予期間について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、短期貸借制度の廃止と善良な借り手の保護対策の必要性、労働債権の一層の保護の要否、養育費等の履行確保の方策等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

次に、仲裁法案は、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、国際的な標準にのっとり定めようとするものであります。

委員会におきましては、私的紛争処理における仲裁制度の位置付け、消費者仲裁及び労働仲裁の

特例措置と今後の取扱い、仲裁制度活性化のための取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。まず、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百七

反対

三十二

よって、本会可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 次に、仲裁法案の採決を行います。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

二百十八

反対

二十

よって、本会可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 日程第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等の株式保有制限の実施の延期、売却時提出金制度の廃止、事業会社からの株式の買取り価額制限の緩和及び銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期等の措置を講じようとするものであります。

次に、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、貸金業において無登

録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の登録要件の強化、取立て、広告等に関する規制の強化、貸金業務取扱主任者の制度の創設、違法な高金利契約の無効化、罰則の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、銀行等株式保有制限法改正案について発議者を代表して衆議院議員熊代昭彦君より、貸金業規制法等改正案について提出者衆議院財務金融委員長小坂憲次君より、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

両法案を一括して議題とし、売却時提出金の廃止により国民負担が拡大するおそれ、機構の株式取得と日銀の株式買入れの関係、やみ金融根絶に向けた関係当局の連携強化の必要性、金融機関から暴力団等への資金供給を絶つための具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、まず、銀行等株式保有制限法改正案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して峰崎直樹委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、それぞれ本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、貸金業規制法等改正案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。

まず、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることについてお諮りいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よって、本案を議題といたします。

○議長(倉田寛之君) これより外交防衛委員長の報告を求めるのでありますが、與石東君外九名から、委員会審査省略要求書を付して、外交防衛委員長松村龍二君解任決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りいたします。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。齋藤勲君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔齋藤勲君登壇、拍手〕

○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤勲です。

私は、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会及び社会民主党・護憲連合を代表し、ただいま議題となりました外交防衛委員長松村龍二君解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、外交防衛委員長松村龍二君を委員長

の職より解任する。
右決議する。

以上であります。

提案理由の説明をいたします。

松村外交防衛委員長は、委員長就任に当たり、本委員会の公正かつ円満な運営に努める旨を宣誓されました。また、その前提として、委員の協力も期待し、要請されておられます。これは単なる儀礼的なあいさつだったのでしょいか。

松村委員長の就任あいさつにかかわらず、そもそも委員会の長たる者は、中立公正な委員会運営を職責として要求されるのであります。国民の代表たる国会議員による審議がなされる委員会の議事運営には、少数たる野党の審議に対し、できるだけの発言の機会を与えるなどの配慮が求められているはずであります。野党の説明要求に対し、政府は説明責任を有し、委員長はそれが公正に行われているか、自ら担保しなければならぬ重責を担っていることの自覚なくして務まるものではありせん。

しかるに、つい先ほど、理不尽にも、松村委員長は、委員会審議を突然に打ち切り、野党各党が強く抗議をする中、イラク特別措置法案の採決を強行しました。憲政史上まれに見る暴挙と言わざるを得ません。

また、松村委員長は、二十一日の理事懇談会で、イラク特別措置法案の締めくくり総括質疑と採決を、野党の反対にもかかわらず、委員長職権をもって二十四日に行うことを強行をされました。一体、就任に当たった御決意を述べられた、委員会の公正かつ円満な運営に努めるとの決意はどこに行っただいしょうか。

私も、かつて委員会の委員長をさせていただきました。もちろん野党のときです。野党の質問の方、あるいは与党の質問の方、いろんな事例を私も経験させていただきましたが、度々ある委員の、先輩の方ですけれども、理事会で決められた委員会の質疑時間をどうもオーバーしがちだ

というところで、委員長として私は委員会で指摘をさせていただきました。その後、おはれ初めて、委員会委員長から質問の時間について注意をされたのは初めてのということと言われました。なかなか難しいものだなという思いやら、率直に、この質問の時間を、確保を含めまして、委員長というのはいかに野党であれ与党であれ公正に行っていくというのには、ごくごく自然であり、当たり前のことであります。

そもそも、イラク特別措置法案は、以下に述べるといふ重大な欠陥を有することが、小泉総理、福田官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官といった閣僚は言うに及ばず、それぞれの省庁のお役人も含めた答弁で明らかになっております。このだれの目から見ても明らかな欠陥法案、憲法違反の悪法を、単に与党から選出されている委員長というところで、いい加減な中身に目をつぶって成立に手をかすのは、良識の府の参議院にある委員会委員長にあるまじき暴挙であり、本院の権威を失墜させるものであります。

松村委員長のホームページを拝見させていただきました。御自身のホームページ、松村委員長の御自身のホームページでは、瀋陽総領事館への北朝鮮人五人の駆け込み事件とその処理の不振際、スキャンダルにまみれた鈴木宗男衆議院議員が議員を辞職するのとかどうかなどと、重大事件に対して不手際だとかスキャンダルにまみれたと形容し、国会議員不祥事や国政上の不振際に国民はあきれていると、見事に事の善悪をわきまえたコメントを掲載しておられます。こゝまではいいんですよ。この部分はいいんですよ。

翻って、今回の委員長としての職権行使のありようはどう表現されるんですか。まさかこの混乱の中の採決強行を公正かつ円満な運営と形容するわけではないんでしょうね。

ホームページでは、日本の政治も論理性が必要であると記述されている部分もありますが、この法案では、もはや戦場となったイラクで、戦闘地

域と非戦闘地域の線引きが論理的に破綻していることが明らかでないですか。論理的な欠陥が明白な法案ならば、与党選出といえども、委員長としては、政府に修正を求めたり、あいまいな答弁があればその問題点を明らかにするような議会運営や議事整理が職責として求められていたんじゃないですか。

松村委員長、何でおれのホームページに、何だかんだ引用するんだと、こういうお気持ちかも知れません。しかし、一たびホームページに表示をされるといことは、これは公のことであります。とりわけ、政治家、国会議員としては厳格にこのことをやはり忠実に実行していかなければならないことじゃないでしょうか。

日本人の倫理性に關しても、小学校の子供にも笑われることについては恥ずかしいという気持ちを持つようにはしなければならぬということである、日本では建前では形を整えるという世界が最近であった、本音と建前の乖離に対しての批判もあるが、恥の心をなくして建前を取り繕わないという世相は具合が悪いと言わざるを得ませんとホームページで述べておられます。

何とコメントをしたらいんですか。建前すら取り繕えない欠陥法案の採決を強行することは小学校の子供に笑われませんか。自民党の総裁選をめぐる政局的な思惑やアメリカの顔色をうかがう本音と、イラクの復興人道支援という建前がこれほど乖離しているにもかかわらず、恬として恥じないというのは私は驚くばかりです。実行が伴わない建前の言葉は、本音がなければ空虚に響きます。恥を知らない世相を自らつくり出していくことに気が付くべきではないでしょうか。イラク特別措置法案に關する政府答弁は実に最悪です。現地の治安情勢は日々悪化するどころか、戦場と言ってもこれは全く過言ではない。アメリカ軍の司令官が戦場と言っているんだ。昨日のクエスチョンタイム、私も、先ほど総理の総括質疑、非戦闘地域どこにあるんだと聞かれて、

知りません、あるのなら教えてください。こんな無責任な一國のリーダーがいますか。

松村委員長はこの現実を目を背けていると言わざるを得ないんじゃないですか。これまで自らが運営した外交防衛委員会において、憲法上の疑義がある上に、現地ニーズにも乏しく、自衛隊の派遣は認められるものではないことが明らかになりましたが、松村委員長は、結果として、見ざる、言わざる、聞かざるを見事に実践され、現実から目を背けました。

松村委員長は警察官僚の御経験がございます。御自分のこのキャリアの中では法律の解釈や運用に携わった経験があるはずですが、その経験を顧みて現状を見ると、恥の心が芽生えないんでしょうか。

政府が、現地の復興ニーズに基づく政策的な判断や派遣される自衛官の生命、身体、安全よりも、アメリカの顔色をうかがうことを優先させたものであることが明らかであるのに、問題点を放置をされました。

松村委員長は、一国会議員として、国民世論の多くが自衛隊派遣に反対している事実を重く受け止めるべきであります。イラク攻撃の正当性、大量破壊兵器に係る米英の情報操作の可能性、戦闘地域と非戦闘地域の峻別、適切な武器使用基準、占領行政との関係、自衛隊の海外派遣の在り方、対中東政策上の視点など、重要な問題の検討を放置したまま採決を許した愚挙は、御自分のキャリアを汚すだけでなく、日本の国益を損なうものであります。

松村委員長は、政府が攻撃支持のよりどころにした大量破壊兵器が発見されないばかりか、米英両国で情報操作の疑惑が浮上し、自殺者まで出ている事実をどうとらえておられるのか、全く理解に苦しみます。自らが成立に手をかけた法律案の前提となっている開戦支持の論拠が根底から覆る可能性があるのです。このような深刻な問題があるのに、欠陥法案の成立に手をかす愚行は、外交

防衛委員長としての職務放棄と言わざるを得ません。

これから国政上の重要課題として北朝鮮情勢がございます。法案の行方にかかわらず、イラク問題へのかかわりには日本として難しいかじ取りが必至です。このような事態を乗り切るために、時に新たな法律の制定や国会としての重大な意思決定が求められることが想定されます。そのとき、松村外交防衛委員長が委員長席におられたのでは、良識の府としての参議院の慎重かつ徹底的な審議、議会運営が期待できないのであります。外交防衛委員長という重責を、これ以上、松村龍二君に任せるわけにはまいりません。

以上申し上げたことが、本院が外交防衛委員長松村龍二君を解任するとの理由であり、松村龍二君解任決議案を提出するものであります。

議員諸氏が、それぞれの立場を乗り越え、本解任決議案に御賛同賜らんことを最後に再度訴えさせていただきます。私からの趣旨説明を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。阿部正俊君。

(阿部正俊君登壇、拍手)

○阿部正俊君 私は、自由民主党・保守新党、公明党を代表いたしまして、松村龍二外交防衛委員長に対する解任決議案に対し、簡潔に、しかし決然として反対の討論を行うものであります。

松村外交防衛委員長は、昨年七月、委員長就任以来、強い責任感を持って臨まれ、一党一派に偏することなく、公正中立の立場から円満に委員会を運営されてこられました。日朝国交正常化と拉致問題、また各種条約の審査などにおいて円滑かつ正常な委員会運営に徹し、その職責を果たされたことはだれもが認めるところであります。

さらに、今国会、会期が延長された後、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動

の実施に關する特別措置法案の審査に当たっては、限られた会期中、質疑時間は野党や小会派に重点的に配分するという心配りまでしながら、定例日には一日も休むことなく法案審査を行い、加えて、幅広く国民の意見を聴くために公聴会を開催するなど、与野党の意向を十分に聞きながら粛々と審議を重ねてきたことは松村委員長の手腕によるものであり、高く評価されます。

いたずらに審議を長引かせるとか問題を先送りしたりせずに、精一杯審議を尽くし委員会としての結論を出すことは、正に立法府の委員長に課せられた民主主義の原則に沿った職責そのものであります。

しかるに、今回の解任決議案は、その解任の理由として様々なものを挙げていますが、いずれも一方的であり、要は採決を先送りし廃案に追い込もうという、民主主義の原則から大きく逸脱した理不尽極まりないものと言わざるを得ません。

もとより、国連の要請にこたえる形でイラクの復興支援は、我が国が国際社会の中で名誉ある地位を占めるためには何としても決断をしなきゃならない案件であります。ならば、本法案については、会期末の今、最大限の審議の後に採決を行うのは当然のことであり、今回の委員会における委員長の対応は全く非の無い正しいものであります。

あえて申し上げます。

本案の審議を妨げたものが仮にあったとするならば、それは閣僚等の問責決議案を乱発した野党諸君にあるのではないのでしょうか。よって、極めて民主的に委員会運営を行ってきた松村委員長に対し解任決議案を突き付けたなどということは、正当な手続に名をかりた暴挙であり、審議を遅らせ立法府の決断を先送りしようとするものにはかならず、また、我が国が国際社会の中で果たすべき責任を放棄することにつながることを断ぜざるを得ません。

ここに、正義と良心をもって国民の負託にこた

えんとする議員各位とともに、野党諸君に猛省を促し、本決議案に断固反対することの意思を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 若林秀樹君。

〔若林秀樹君登壇、拍手〕

○若林秀樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました松村龍二参議院外交防衛委員長に対する解任決議案に賛成の討論を行います。

松村委員長、あなたは公正中立であるべき委員長という自らの職責を忘れ、参議院史上例を見ない不正で横暴勝手、民主主義を踏みしめる、とんでもない委員会運営を行いました。あなたは即刻解任です。

かつて、あなたは就任に際して何と言いましたでしょうか。委員の皆さん方の御指導、御協力を賜りまして、本委員会の公正かつ円満な運営に努めてまいりて存存であります。あれはうそだったのでしょうか。

少なくとも、このイラク支援法案に関しては、国民の声を全く顧みることなく、十分な審議を行わないばかりか、暴挙ともいふべき強行採決にまで踏み切ったのであります。これは外交防衛委員会の問題ではありません。もはや、良識の府と言われる参議院の権威を愚弄するものであります。

あなたは、強行する数分前に、良識の府参議院の、御静粛にと言ったんです、あなたは。覚えていますか。しかし、その数分後、自ら良識の府を踏みしめる暴挙に出たことは断じて許し難いことではあります。これ以上、松村龍二外交防衛委員長に日本外交が議論される委員会のかじ取りを任せざるべきではないと考えます。

これだけでも十分過ぎる解任理由ですが、更に主な賛成理由を述べます。

第一の理由は、イラク特別措置法案に対する審議に際して、小泉総理を始めとする関係閣僚は極めて空疎な答弁を繰り返しました。かつて、これほど委員会審議が不十分なまま採決がなされたこ

とはありません。この小泉総理、政府閣僚の不誠実かつ空虚な答弁を何らたすことなく、ましてや与党に加担して自ら強行採決を行った松村委員長の責任は極めて重大であります。

今、イラク情勢は日々悪化しています。フセイン政権が崩壊したとはいえ、現地はまだ戦場であると云えます。憲法上の疑義があることや現地ニーズが見られないことから、自衛隊のイラクへの派遣を断じて認めるわけにはいきません。

そもそも、どう復興に関与していくのかの判断や派遣される自衛官の生命、身体、安全をまず第一に議論すべきであります。しかし、そのような本質的な議論を避け、はぐらかす答弁に終始する政府の姿勢は、日本国民ではなくブッシュ大統領の顔色をうかがう道を選んだものと言わざるを得ません。

本来、外交防衛委員会は、日本国の根幹である外交及び防衛に関して政府の姿勢をただすという役割があるにもかかわらず、小泉総理の非論理的で荒唐無稽な放言を正当化する機関に成り下がっていると言えます。

松村委員長は、国民の世論の多くが政府答弁に疑問を抱き、自衛隊派遣に対して反対している事実を重く受け取るべきであります。

イラク攻撃の正当性、大量破壊兵器にかかわる米英の情報操作の疑い、戦闘地域、非戦闘地域の峻別、適切な武器の使用基準の在り方、占領行政との関係など、いずれも衆議院において問題視されたことが、外交防衛委員会において様々な問題が何一つ解明されなかったばかりでなく、外務大臣の答弁を始め政府の答弁はますます混乱を深めてしまったのであります。このような中、強行採決をするような醜態は正に日本の国益を損なうものであると言えます。

第二の理由は、イラク開戦支持に向けた恣意的な国際法の解釈と情報把握に対する川口外務大臣の無責任な対応を放置した松村委員長の委員会運営の在り方に重大な過失があったと思っております。

す。

アメリカのイラク攻撃を支持した国際法上の根拠についても、外務大臣は、湾岸戦争時の国連安保理決議、そして武力行使を容認していない一四四一の決議など、古証文を延々と引き合いに出して私たちの審議を、貴重な審議時間を浪費しました。

政府の開戦支持に関する国際法上の根拠も明らかにしないばかりか、国民を説得できる正当性も得られていません。大臣が新たな国連決議が望ましいと予防線を張っていたのは、それまでの国連決議では攻撃を支持する根拠としては乏しいことを認めていた証左そのものであります。

また、政府が攻撃支持のよりどころにした大量破壊兵器は発見されないばかりか、米英両国の情報操作の疑惑が晴れず、自殺者まで出ているのが現状であります。そして、今、開戦支持の論拠が根底から覆る可能性が出てきました。

もちろん、民主党はフセインを支持しているわけではありません。しかし、論拠なく、国際的に認められない中、単独主義に走り、イラク攻撃を支持する姿勢は無責任極まりない対応であり、到底容認できません。

こうした委員会審議における川口外務大臣の無責任な答弁を、松村委員長は注意することなく、何のためらいもなく認めてきたのであります。正にこれは、参議院のみならず、我が国の政治にとって悲劇と言わざるを得ません。

これだけ理由取つても、松村外交防衛委員長は即刻解任されるべきであります。

もうこれ以上、松村委員長に日本外交の一端を担う外交防衛委員長という重責を任せるわけにはいきません。

外交防衛委員会の運営の根本的な転換を図るためには松村龍二外交防衛委員長の解任が先決であることを強調し、委員長解任決議案に対する私の賛成討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて延会することとし、次会は明二十六日午前零時十分より開会いたします。

これにて延会いたします。
午後十一時四十三分延会

出席者は左のとおり。

議員		議長	副議長
大江 康弘君	渡辺 孝男君	倉田 寛之君	本岡 昭次君
山本 香苗君	森 ゆう子君		
平野 達男君	遠山 清彦君		
沢 たまき君	高橋紀世子君		
岩本 莊太君	高野 博師君		
加藤 修一君	森下 博之君		
中島 啓雄君	島袋 宗康君		
広野ただし君	荒木 清寛君		
福本 潤一君	松 あきら君		
山下 栄一君	木村 仁君		
佐々木知子君	平野 貞夫君		
田村 秀昭君	弘友 和夫君		
魚住裕一郎君	山口那津男君		
山本 保君	鶴保 庸介君		
入澤 肇君	松岡満壽男君		
山本 正和君	日笠 勝之君		
森本 晃司君	風間 昶君		
木庭健太郎君	泉 信也君		
山崎 正昭君	西岡 武夫君		
田名部匡省君	渡辺 秀央君		
続 訓弘君	浜四津敏子君		
白浜 一良君	鶴岡 洋君		
草川 昭三君	浜田卓二郎君		
扇 千景君	田村耕太郎君		
阿南 一成君	佐藤 昭郎君		
岸 宏一君	日出 英輔君		
椎名 一保君	柏村 武昭君		

吉田 博美君	森元 恒雄君
松山 政司君	舛添 要一君
有村 治子君	愛知 治郎君
大仁田 厚君	加治屋義人君
小泉 顯雄君	齊藤 滋宣君
加納 時男君	有馬 朗人君
市川 一朗君	大野つや子君
仲道 俊哉君	山下 英利君
荒井 正吾君	岩永 浩美君
岩井 國臣君	景山俊太郎君
金田 勝年君	中島 真人君
南野知恵子君	北岡 秀二君
阿部 正俊君	溝手 顯正君
上野 公成君	加藤 紀文君
矢野 哲朗君	太田 豊秋君
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君
松谷倉一郎君	宮崎 秀樹君
片山虎之助君	鴻池 祥肇君
月原 茂皓君	田中 直紀君
清水嘉与子君	関谷 勝嗣君
大島 慶久君	若林 正俊君
久世 公堯君	青木 幹雄君
森山 裕君	森田 次夫君
岩城 光英君	岡田 広君
藤井 基之君	福島啓史郎君
野上浩太郎君	西銘順志郎君
西川きよし君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	小齊平敏文君
小林 温君	近藤 剛君
後藤 博子君	脇 雅史君
山下 善彦君	中川 義雄君
武見 敬三君	山崎 力君
国井 正幸君	常田 享詳君
田村 公平君	鈴木 政二君
亀井 郁夫君	林 芳正君
谷川 秀善君	橋本 聖子君
中原 爽君	保坂 三蔵君
松村 龍二君	野間 赳君

清水 達雄君	佐藤 泰三君
狩野 安君	服部三男雄君
魚住 汎英君	河本 英典君
竹山 裕君	真鍋 賢二君
中曾根弘文君	陣内 孝雄君
山東 昭子君	松田 岩夫君
杳掛 哲男君	野沢 太三君
桜井 新君	上杉 光弘君
黒岩 宇洋君	榛葉賀津也君
シシヅメ君	信田 邦雄君
中島 章夫君	大淵 絹子君
中村 敦夫君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	松井 孝治君
鈴木 寛君	伊達 忠一君
段本 幸男君	高橋 千秋君
谷 博之君	藤原 正司君
神本美恵子君	田浦 直君
山本 一太君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	海野 徹君
郡司 彰君	櫻井 充君
福山 哲郎君	三浦 一水君
佐藤 道夫君	今泉 昭君
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
平田 健二君	齋藤 勁君
谷林 正昭君	小野 清子君
柳田 稔君	薬科 満治君
堀田 利和君	川橋 幸子君
峰崎 直樹君	江本 孟紀君
築瀬 進君	斎藤 十朗君
勝木 健司君	広中和歌子君
山下八洲夫君	江田 五月君
北澤 俊美君	興石 東君
宮本 岳志君	小林美恵子君
又市 征治君	岩本 司君
紙 智子君	井上 哲士君
田 英夫君	福島 瑞穂君
山根 隆治君	池口 修次君
若林 秀樹君	八田ひろ子君

小泉 親司君	大田 昌秀君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	羽田雄一郎君
井上 美代君	西山登紀子君
大沢 辰美君	大脇 雅子君
小川 勝也君	本田 良一君
高嶋 良充君	藤井 俊男君
畑野 君枝君	大門実紀史君
林 紀子君	淵上 貞雄君
和田ひろ子君	円より子君
山本 孝史君	小林 元君
小池 晃君	富樫 練三君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
直嶋 正行君	角田 義一君
長谷川 清君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
吉川 春子君	吉岡 吉典君
緒方 靖夫君	市田 忠義君
国務大臣	森山 眞弓君
法務大臣	福田 康夫君
内閣官房長官	竹中 平蔵君
(男女共同参画担当大臣)	
国務大臣	
(金融担当大臣)	

議長の報告事項
昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員	白浜 一良君	補欠	風間 昶君
法務委員	木庭健太郎君	補欠	浜四津敏子君
辞任	青木 幹雄君	補欠	山下 英利君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員	山下 善彦君	補欠	片山虎之助君
環境委員	加治屋義人君	補欠	西田 吉宏君
農林水産委員	風間 昶君	補欠	白浜 一良君
厚生労働委員	西田 吉宏君	補欠	加治屋義人君
財政金融委員	西田 吉宏君	補欠	加治屋義人君
外交防衛委員	浜四津敏子君	補欠	木庭健太郎君
文教科学委員会	林 紀子君	補欠	(林紀子君の補欠)
厚生労働委員会	沢たまき君	補欠	(沢たまき君の補欠)
経済産業委員会	木俣 佳丈君	補欠	(木俣佳丈君の補欠)
国土交通委員会	理事 脇 雅史君	補欠	(脇雅史君の補欠)

理事 大江 康弘君 (大江康弘君の補欠)

同日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院第四一四号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第百八号)

法務委員会

一、人権擁護法案(第百五十四回国会閣法第五六号)

同日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文政科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇二二号)審査報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)審査報告書

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆第四一四号)審査報告書

仲裁法案(閣法第一〇〇号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

文政科学委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

国土交通委員会請願審査報告書(第一号)

本日議員興石東君外九名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案

本日委員長から次の報告書が提出された。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第一二二〇号)審査報告書

審査報告書

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十四日

要領書

一、委員会の決定の理由

備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の効力を向上させるため、短期貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 短期貸借制度が廃止されるに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡猶予制度及び抵当権者の同意による貸借借対抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようその内容を関係団体のほか広く国民に周知されるよう努めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと。

二 労働債権に係る先取特権の実行手続については、労働者自身が「存在を証する文書」を提出することは困難である状況にかんがみ、労働者に過剰な証拠収集の負担をかけることなく迅速な権利実現が図られるよう、賃金台帳等一定の形式的文書を必要とするものではないことの周知に引き続き努めること。

三 改正後の民事執行手続が適性かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。

四 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されるよう努めるとともに、養育費の取立ての国による代行等諸

外国の制度も勘案して、支払確保のためのより実効性のある制度について検討すること。

五 財産開示手続については、過酷な債権取立ての手段として濫用されることがないよう、その制度の内容について広く国民に周知されるよう努めること。

六 改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知徹底を図ること。

七 競売不動産の内覧実施に当たっては、居住者・家族等のプライバシーが不当に侵害されることのないよう、制度の趣旨について周知徹底を図ること。

八 倒産時における労働債権と他の債権との調整について、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと。

また、ILO百七十三号条約について早期に批准するよう努めること。

右決議する。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月二十四日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

(小字及び一は衆議院修正)

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一

平成十五年七月二十五日 参議院会議録第四十四号

議長長の報告事項 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案

九

部を次のように改正する。

第三百六六条第二号を次のように改める。

二 雇用関係

第三百八八条を次のように改める。

第三百八八条 雇用関係ノ先取特権ハ給料其他債務者ト使用人トノ間ノ雇用関係ニ基キ生ジタル債權ニ付キ存在ス

第三百五十九条中「定アルトキ」の下に「又ハ担保不動産収益執行ノ開始アリタルトキ」を加える。

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十三条 債權ニシテ之ヲ譲渡スニハ其証書ヲ交付スルコトヲ要スルモノヲ以テ質權ノ目的ト為ストキハ質權ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ズ

第三百七十一條を次のように改める。

第三百七十一條 抵当權ハ其担保スル債權ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ

第三百七十八條を次のように改める。

第三百七十八條 抵当不動産ニ付キ所有權ヲ取得シタル第三者ハ抵当權消滅請求(第三百八十三條ノ規定ニ依リ同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ抵当權者ニ提供シテ抵当權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ謂フ以下同ジ)ヲ為スコトヲ得

第三百七十九條中「抵当權ノ濫除」を「抵当權消滅請求」に改める。

第三百八十條中「停止条件付第三取得者」を「停止条件付第三取得者」に、「抵当權ノ濫除」を「抵当權消滅請求」に改める。

第三百八十一條及び第三百八十二條を次のように改める。

第三百八十一條 削除

第三百八十二條 第三取得者ハ抵当權ノ実行トシテノ競売ニ因ル差押ノ効力発生前ニ抵当權消滅請求ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十三條中「濫除セン」を「消滅セシメ」に改め、同条第三号中「一个月内二次条ノ規

定ニ從ヒ増価競売ヲ請求セザル」を「二箇月内ニ抵当權ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザル」に改める。

第三百八十四條を次のように改める。

第三百八十四條 左ノ場合ニ於テハ前条ノ送達ヲ受ケタル債權者ハ第三取得者ガ同条ノ規定ニ依リ提供シタル同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ承諾シタルモノト看做ス

一 其債權者ガ前条ノ送達ヲ受ケタル後二箇月内ニ抵当權ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ

二 其債權者ガ前号ノ申立ヲ取下ゲタルトキ

三 第一号ノ申立ヲ却下スル旨ノ決定ガ確定シタルトキ

四 第一号ノ申立ニ基ク競売ノ手續ヲ取消ス旨ノ決定(民事執行法第六十八條ニ於テ準用スル同法第六十三條第三項若クハ第六十八條ノ第三項又ハ同法第六十三條第一項第五号ノ附屬ガ提出セラレタル場合ニ於ケル同条第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)ガ確定シタルトキ

第三百八十五條中「債權者ガ増価競売ヲ請求スルトキハ前条」を「第三百八十三條ノ送達ヲ受ケタル債權者ガ前条第一号ノ申立ヲ為ストキハ同条」に改める。

第三百八十六條及び第三百八十七條を次のように改める。

第三百八十六條 登記ヲ為シタル總テノ債權者ガ第三取得者ノ提供シタル代価又ハ金額ヲ承諾シ且第三取得者ガ其承諾ヲ得タル代価若クハ金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シタルトキハ抵当權ハ消滅ス

第三百八十七條 登記シタル賃貸借ハ其登記前ニ登記シタル抵当權ヲ有スル總テノ者ガ同意シ且其同意ノ登記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵当權者ニ對抗スルコトヲ得

抵当權者ガ前項ノ同意ヲ為スニハ其抵当權ヲ

目的トスル權利ヲ有スル者其他抵当權者ノ同意ニ因リテ不利益ヲ受クベキ者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第三百八十九條中「其設定者ガ抵当地ニ建物ヲ築造シタルトキ」を「抵当地ニ建物ガ築造セラレタルトキ」に、「之ヲ競売スル」を「其建物ヲ競売スル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ其建物ノ所有者ガ抵当地ヲ占有スルニ付キ抵当權者ニ對抗スルコトヲ得ベキ權利ヲ有スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百九十五條を次のように改める。

第三百九十五條 抵当權者ニ對抗スルコトヲ得ザル賃貸借ニ因リ抵当權ノ目的タル建物ノ使用又ハ収益ヲ為ス者ニシテ左ニ掲ゲタルモノ

○以下建物使用者ト称ス
○ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人ノ買受ノ時ヨリ三箇月ヲ經過スルマデハ其建物ヲ買受人ニ引渡スコトヲ要セズ

一 競売手續ノ開始前ヨリ使用又ハ収益ヲ為ス者

二 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人ガ競売手續ノ開始後ニ為シタル賃貸借ニ因リ使用又ハ収益ヲ為ス者

前項ノ規定ハ買受人ノ買受ノ時ヨリ後二同項ノ建物ノ使用ヲ為シタルコトノ対価ニ付キ買受人ガ建物使用者ニ対シ相當ノ期間ヲ定メテ其一月分以上ノ支払ヲ催告シ其相當ノ期間内ニ履行ナキ場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百九十八條ノ十九第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ經過シタルニ因リテ確定ス

第三百九十八條ノ十九第二項を次のように改める。

根抵当權者ハ何時ニモ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ニ於テ確定ス

第三百九十八條ノ十九に次の一項を加える。

前二項ノ規定ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

第三百九十八條ノ二十第一項第一号を削り、同項第二号中「二付キ競売の下に」若クハ担保不動産収益執行を加え、同条ただし書中「競売手續」の下に「若クハ担保不動産収益執行手續」を加え、同条を同項第一号とし、同条第三号から第五号までを一號ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第五百七十七條中「先取特権、質權又ハ」を削り、「濫除」を「抵当權消滅請求」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ買受ケタル不動産ニ付キ先取特権又ハ質權ノ登記アル場合ニ之ヲ準用ス(不動産登記法の一部改正)

第二条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三百九十九條ノ十中「前八條」を「第三百九十九條ノ二乃至前條」に改め、同条を第三百九十九條ノ十一とする。

第三百九十九條ノ九中「第三百九十八條ノ二十第一項第四号」を「第三百九十八條ノ二十第一項第三号」に改め、同条を第三百九十九條ノ十とする。

第三百九十九條ノ八の次に次の一項を加える。

第二百九十九條ノ九 民法第三百九十八條ノ十九第二項ノ規定ニ依リ根抵当權ノ担保スベキ元本ガ確定シタル場合ノ登記ハ申請書二同項ノ規定ニ依リ請求ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添附シタルトキハ根抵当權者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第三百三十二條第一項中「若クハ賃借權」を「賃借權」に改め、「許シタルトキ」の下に「若クハ敷金アルトキ」を加える。

(民事執行法の一部改正)

第三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百八十八條」を「第三百七十九條」に、

「第百八十一条」を「第百八十条」に、「第四章罰則(第百九十六条―第百九十八条)」を「第五章財産開示手続(第百九十六条―第二百三章罰則(第二百四條―第二百七條))」に改める。

第一条中「換価のための競売」の下に「並びに債務者の財産の開示を加える。」

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第六十四条の二第五項の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。

第二十七条に次の三項を加える。

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とする占有移転禁止の仮処分命令(民事保全法平成元年法律第九十一号)第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができものであること。

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文第百八十八条において準用する場合を含む。の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し

次のイからハまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行され、かつ、第八十三条の二第二項(第百八十七条第五項又は第百八十八条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

イ 第五十五条第一項第三号(第百八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ロ 第七十七条第一項第三号(第百八十八条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

4 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができ。

5 第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

第三十三条第一項中「第二十七条」を「第二十七条第一項又は第二項」に、「執行文の」を「執行文(同条第三項の規定により付与されるものを除く。)」に改める。

第五十五条の見出し中「保全処分」を「保全処分等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が価格減少行為(不動産の価格を減少させ、

又は減少させるおそれがある行為をいう。以下この項において同じ。)をするときは、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分(執行官に、当該保全処分の内容を、不動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。)を命ずることができ。ただし、当該価格減少行為による不動産の価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

一 当該価格減少行為をする者に対し、当該価格減少行為を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

イ 当該価格減少行為をする者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産の使用を許すこと。

に對抗することができない場合

第五十五条第三項中「前」項を「第一項」に改め、同条第九項中「若しくは第二項」を削り、「同項」を「同項(第一号を除く。)」に改め、「要した費用」の下に「(不動産の保管のために要した費用を含む。)」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項の規定による決定」を「前項に規定する決定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項の規定による決定」を「第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中又は第二項を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 執行裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。

第五十五条の次に次の一条を加える。
(相手方を特定しないで発する売却のための保全処分等)

第五十五条の二 前条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定については、当該決定の執行前に相手方を特定することを困難とする特別の事情があるときは、執行裁判所は、相手方を特定しないで、これを発することができる。

2 前項の規定による決定の執行は、不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

3 第一項の規定による決定の執行がされたときは、当該執行によつて不動産の占有を解かれた者が、当該決定の相手方となる。

4 第一項の規定による決定は、前条第八項の期間内にその執行がされなかつたときは、相手方に対して送達することを要しない。この場合において、第十五条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で前条第四項の規定により立てさせた担保に係るものは、執行裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによつて、その効力を生ずる。

第五十六条第一項中「差押債権者」の下に「(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)」を加え、同条第二項中「前条第九項」を「第五十五条第十項」に改める。

第六十二条中「作成し、一般の閲覧に供するために、その写しを執行裁判所に備え置かなければ」を「作成しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

2 執行裁判所は、前項の物件明細書の写しを執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供し、又は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(内覧)

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧(不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。)の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所の売却を実施させる旨の命令の時までにしなければならない。

3 第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者(不動産を買受け受ける資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のために、内覧を実施しなければならない。

4 執行裁判所は、内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

5 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

第六十八条の二の見出し中「保全処分」を「保全処分等」に改め、同条第一項を次のように改める。

執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けの申出がなかつた場合において、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次項において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡すことを命ずること。

二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせること。

第六十八条の二第四項を次のように改める。

第五十五条第二項の規定は第一項に規定する保全処分について、同条第三項の規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判について、同条第七項の規定は前項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項に規定する保全処分を命ずる決定について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三条第四項の規定は第二項の保証の提供について準用する。

第七十七条を次のように改める。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等)

第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等(不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。)をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合にあつては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

一 債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

二 次に掲げる事項を内容とする保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)

イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

ロ 執行官に不動産の保管をさせること。

三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

2 第五十五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

第七十八条第四項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、配当期日において、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

○第二項中「六月の下に」(買受けの時に民法第八十三条の次に次の一条を加える。)

第二百九十五条第一項に規定する建物使用者が占有していた建物の買受人にあつては、九月を加え、同条

(占有移転禁止の保全処分等の効力)

第八十三條の二 強制競売の手続において、第五十五條第一項第三号又は第七十七條第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、買受人の申立てにより当該決定の被申立人に対して引渡命令が発せられたときは、買受人は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に對し、不動産の引渡しの強制執行をすることができ、
一 当該決定の執行がされたことを知つて当該不動産を占有した者
二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継した者

2 前項の決定の執行後に同項の不動産を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定する。

3 第一項の引渡命令について同項の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、買受人に對抗することができる権原により不動産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができ、
第八十七條第一項第四号中「(平成元年法律第九十一号)」を削る。

第九十條第六項中「一週間以内」の下に「(買受人が第七十八條第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内)」を加える。

第九十三條第一項中「収益の給付義務を負う第三者があるときは、その第三者に對し収益を管理人に給付すべきを、債務者が賃貸料の請求権その他の当該不動産の収益に係る給付を求め、権利(以下「給付請求権」という。)を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者(以下「給付義務者」という。))に對しその給付の目的物を管理人に交付すべき」に改め、同

条第二項中「既に收穫し、又は」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。
第九十三條第四項中「第一項の開始決定」を「強制管理の申立てについての裁判」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時に生ずる。
第九十三條の次に次の三条を加える。
(二)重開始決定

第九十三條の二 既に強制管理の開始決定がされ、又は第八十條第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。
(給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告)

第九十三條の三 裁判所書記官は、給付義務者に強制管理の開始決定を送達するに際し、当該給付義務者に対し、開始決定の送達の日から二週間以内に給付請求権に対する差押命令の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合においては、第四百四十七條第二項の規定を準用する。
(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

第九十三條の四 第九十三條第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する効力の発生が第六十五條各号(第九十三條第二項に

おいて準用する場合を含む。)に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2 第九十三條第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する仮差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

3 第一項の差押命令の債権者、同項の差押命令が効力を停止する時までに当該債権執行の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第七十七條第四項の規定にかかわらず、前二項の強制管理の手続において配当等を受けることができる。
第五十五條第一項中「債権者」の下に「及び第八十一條第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者」を加える。

第七十七條第四項を次のように改める。
4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。
一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの
イ 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの
ロ 第一項の期間の満了までに一般の先取特権の実行として第八十條第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの
ハ 第一項の期間の満了までに第八十條第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの

二 仮差押債権者(第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行

の申立てをしたものに限る。)

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者
第八十條中「が、仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九條第一項第七号に掲げる文書の提出されている債権である」とについて第九十一條第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事由がに改める。

第八十一條中「第四十五條第二項及び第三項」を削り、「第四十七條第一項、第二項」を「第四十七條第二項」に、「並びに第八十八條」を「第八十七條第二項及び第三項並びに第八十八條」に改める。
第八十二條中「この節の下に」及び「次章」を加える。

第八十五條第七項中「第五十五條第七項から第九項まで」を「第五十五條第八項から第十項まで」に改める。
第八十一條中「第五十五條第二項、第七項及び第八項」を「第五十五條第一項(第二号に係る部分に限る。))に改め、「第五十六條」の下に「第六十四條の二」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第八十二條第一項中「この節の下に」、次章及び第四章を加える。
第八十七條第四項中「第五十五條第七項から第九項まで」を「第五十五條第八項から第十項まで」に改める。
第八三十一條第二号中「債務者等の」の下に「一ヶ月間」を加え、「二ヶ月間」を削り、同条第三号中「一ヶ月間」を「二ヶ月間」に改める。

第八五十一條の次に次の一條を加える。
(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)
第八五十一條の二 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十條第一項の規定にかかわらず、

当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。

一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

2 前項の規定により開始する債権執行においては、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。

第五百五十二条に次の一項を加える。

3 債権者が前条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「四分の三」とあるのは、「二分の一」とする。

第五百五十五条第一項中「金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)」を「金銭債権」に改める。

第六百六十八条第一項中「不動産又は人の居住する船舶等」を「不動産等(不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。)」に、「目的物」を「不動産等」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を第五項(第六項後段において準用する場合を含む。))に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「これを保管しなければならぬ」と「最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる」に改め、

同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 執行官は、前項の不動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第六百六十八条第三項中「不動産又は船舶等」を「不動産等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等に在る者に對し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

第六百六十八条の次に次の一条を加える。

(明渡しの催告)

第六百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告(不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。)をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限(明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。)は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とする。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債

務者が不動産等の占有を移転することを禁止されている旨を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間においては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 明渡しの催告があつたときは、債務者は、不動産等の占有を移転してはならない。ただし、債権者に対して不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間においては、占有者(第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。)に對して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債権者に対して、強制執行の不許を求める訴えを提起することができる。この場合においては、第三十六、三十七、三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者は、明渡しの催告があつたことを知つて占有したものと推定する。

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行がされたときは、当該占有者は、執行異議

の申立てにおいて、債権者に対抗することができる権原により目的物を占有していること、又は明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。

第六百六十九条第一項中「前条第一項」を「第六百六十八条第一項」に改め、同条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「第六百六十八条第五項から第八項まで」に改める。

第七百七十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(代替執行)」を付する。

第七百七十二条の前に見出しとして「(間接強制)」を付する。

第七百七十三条から第八百八十条までを次のように改める。

第七百七十三条 第六百六十八条第一項、第六百六十九、第七百七十条第一項及び第七百七十一条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第六百六十八条から第七百七十一条までの規定により行ふは、債権者の申立てがあるときは、前条第一項に規定する方法により行ふ。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

2 前項の執行裁判所は、第三十三、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の執行裁判所(第四号を除く。)に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

(意思表示の擬制)

第七百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七、二十八条の規定により執行文が付与された時に、反対給付

との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

第百七十五条から第百七十九条まで 削除

(不動産担保権の実行の方法)

第百八十条 不動産(登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。)を目的とする担保権(以下この章において「不動産担保権」という。)の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売(競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

「第三章 担保権の実行としての競売等」を削り、第百八十条の前に次の章名を付する。

第三章 担保権の実行としての競売等

第百八十一条の見出しを「(不動産担保権の実行の開始)」に改め、同条第一項中「第四十三条

第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)

第二項から第四項までの規定中「不動産競売」を「不動産担保権の実行」に改める。

第百八十二条の見出し中「執行異議」を「執行抗告等」に改め、同条中「不動産競売の開始決定に対する」を「不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は」に改める。

第百八十三条の見出し及び同条第一項中「不動産競売」を「不動産担保権の実行」に改める。

第百八十四条中「代金」を「担保不動産競売における代金」に改める。

第百八十五条から第百八十七条までを次のように改める。

第百八十五条及び第百八十六条 削除

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等)

第百八十七条 執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定前であつても、債務者又は不動産の所有者若しくは占有者が価格減少行為(第五十五条第一項に規定する価格減少行為をいう。以下この項において同じ。)をする場合において、特に必要があるときは、当該不動産につき担保不動産競売の申立てをしようとする者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、同条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者又は同項の不動産の所有者が当該不動産を占有する場合

二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項の規定による申立てをした者に對抗することができない場合

3 第一項の規定による申立てをするには、担保不動産競売の申立てをする場合において第百八十一条第一項から第三項までの規定により提出すべき文書を提示しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 第五十五条第三項から第五項までの規定は

第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものを除く。)

について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定(同条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものを除く。)の執行に要した費用について、第八十三条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるものに限る。)の執行がされた場合について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「債務者以外

の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。

第百八十七条の二を削る。

第百八十八条を次のように改める。

(不動産執行の規定の準用)

第百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同条第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。

第百八十九条中「第二章第二節第二款」を「前章第二節第二款」に、「第百八十七条」を「第百八十四条」に改め、「第百八十二条に規定する」及び「第百八十五条第一項中」増価競売の請求を發した日」とあるのは「増価競売の請求を發した後船舶を目的とする担保権の実行としての競売の申立てをすることができることとなつた日」とを削る。

第百九十条を次のように改める。

(動産競売の要件)

第百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第百九十二条において準用する第百二十三条第二項の規定による捜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

2 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第百二十三条第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

3 前項の許可の決定は、債務者に送達しなければならない。

4 第二項の申立てについての裁判に対して

は、執行抗告をすることができる。

第百九十二条中「第二章第二節第三款を」前章第二節第三款に改め、「実行としての動産競売について」の下に「第百九十三条第二項の規定は第百九十条第一項第三号に掲げる場合における動産競売についてを加える。」

第百九十三条第二項中「第二章第二節第四款を」前章第二節第四款に改める。

第百九十四条中「実行としての競売の下に」担保不動産収益執行を加える。

第百九十八条第一項中「前二条を」前条に改め、同条を第二百七条とする。

第百九十六条及び第百九十七条を削る。

「第四章 罰則」を削る。

第百九十五条の次に次の一章、章名及び三条を加える。

第四章 財産開示手続

第百九十六条 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手続（以下「財産開示手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

（実施決定）

第百九十七条 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十一条第二号、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者に対して、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

2 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

3 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

当該決定（第二項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

6 第一項又は第二項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

（期日指定及び期日の呼出し）

第百九十八条 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を指定しなければならない。

2 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならない。

一 申立人

二 債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者）

（財産開示期日）

第百九十九条 開示義務者（前条第二項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産（第百三十一条第一号又は第二号に掲げる動産を除く。）について陳述しなければならない。

2 前項の陳述においては、陳述の対象となる財産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立人に開示する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

3 執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に対し質問をすることができる。

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問をすることができる。

5 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施

することができる。

6 財産開示期日における手続は、公開しない。

7 民事訴訟法第百九十五条及び第百九十六条の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百一十一条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。

（陳述義務の一部の免除）

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第百九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本（債務名義が第二十一条第二号、第四号若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。）を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者

（財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限）

第二百二条 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報

を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に開する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百三条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第二百八十二条及び第二百八十三条の規定は一般の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

第五章 罰則

(公示書等損壊罪)

第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)(これらの規定を第二百一十一条第百八十九条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第百八十八条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第百八十七条第一項(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識(刑法第九十六条に規定する封印及び差押えの表示を除く。)を損壊した者
- 二 第六十八条の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(陳述等拒絶の罪)

一 物件明細書の作成に関し、執行裁判所の呼出しを受けた審尋の期日において、正当な理由なく、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をした者

二 第五十七条第二項第百二十一条(第百八十九条第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第百八十八条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第百八十七条第一項(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識(刑法第九十六条に規定する封印及び差押えの表示を除く。)を損壊した者

三 第六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した者

三 第六十八条第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者

2

不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この項において同じ。)の占有者であつて、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項(第百八十八条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識(刑法第九十六条に規定する封印及び差押えの表示を除く。)を損壊した者

準用する場合を含む。の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、正当な理由なく、第六十四条の二第五項(第百八十八条(第百九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による不動産の立入りを拒み、又は妨げたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第二百六条 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。

一 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき

二 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき

2 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

(民事保全法の一部改正)

第四条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条を」第二十五条の二に、「第四章 仮処分の効力(第五十八条、第六十五条)」を「第四章 仮処分の効力(第五十八条、第六十五条)」を「第五章 罰則(第六十六条、第六十七条、第六十五条)」に改める。

第二章第二節第三款中第二十五条の次に次の一条を加える。
(債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令)
第二十五条の二 占有移転禁止の仮処分命令

(係争物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するための仮処分命令のうち、次に掲げる事項を内容とするものをいう。以下この条、第五十四条の二及び第六十二条において同じ。)であつて、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができ。

一 債務者に対し、係争物の占有の移転を禁止し、及び係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずること

二 執行官に、係争物の保管をさせ、かつ、債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること

2 前項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、当該執行によって係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

3 第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令は、第四十三条第二項の期間内にその執行がされなかったときは、債務者に対して送達することを要しない。この場合において、第四十四条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で第十四条第一項の規定により立てさせた担保に係るものは、裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによって、その効力を生ずる。

第四十七条第五項中、「第四十五条第二項及び第三項」を削り、「第四十七条第一項、第二項」を「第四十七条第二項」に、「第四百四条まで」を「第九十三条の三まで、第九十四条から第四百四十四条まで」に改める。

官 報 (号 外)

(債務者を特定しないで発された占有移転禁止の仮処分命令の執行)

第五十四条の二 第二十五条の二第一項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行は、係争物である不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

第六十二条を次のように改める。

(占有移転禁止の仮処分命令の効力)

第六十二条 占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、次に掲げる者に対し、不動産の引渡し又は明渡し強制執行をすることができ

一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知って当該係争物を占有した者

二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らないで当該係争物について債務者の占有を承継した者

2 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

(公示書等損壊罪)

第六十六条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八條の二第三項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(陳述等拒絶の罪)

第六十七条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八條第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用関係の先取特権に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民法第三百六条第二号及び第三百八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に掲げる原因により生じた債権及び同条の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の民法(以下「旧民法」という。)第三百六条第二号に掲げる原因により生じた債権及び旧民法第三百八条の雇人給料(債務者の雇人が受けるべき最後の六箇月間の給料に限る。)として生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(債権質の効力の発生に関する経過措置)

第三条 施行日前に債権をもってその目的とする質権の設定をする契約をした場合における当該質権の効力の発生については、第一条の規定にか

よる改正後の民法第三百六十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(濫除及び増価競売に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧民法第三百八十三條の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当不動産についての旧民法第三百七十八條の規定による濫除及び旧民法第三百八十四條に規定する増価競売については、第一条の規定による改正後の民法及び第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(短期貸借に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する抵当不動産の賃貸借(この法律の施行後に更新されたものを含む。)のうち民法第六百二一条に定める期間を超えないものであって当該抵当不動産の抵当権の登記後に対抗要件を備えたものに對する抵当権の効力については、なお従前の例による。

(根抵当権の元本の確定に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧民法第三百九十八條ノ二十第一項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により確定した根抵当権の担保すべき元本については、なお従前の例による。

(敷金の登記に関する経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の不動産登記法第三百三十二條第一項の規定は、施行日前に登記された賃貸借の敷金については、適用しない。

(保全処分に関する経過措置)

第八条 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)第五十五条第一項若しくは第二項、第六十

八條の二第一項若しくは第七十七條第一項(これらの規定を旧民事執行法第八十八條において準用する場合を含む。)(又は旧民事執行法第八十七條の二第一項若しくは第二項の申立てに係る事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(差引き納付に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧民事執行法第七十八條第四項後段の異議の陳述又は申出があった場合における買受人が同項後段の金銭を納付すべき期限及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が旧民事執行法第九十條第六項の規定による証明等をすべき期限については、なお従前の例による。

(強制管理の手續に関する経過措置)

第十条 施行日前に申し立てられた強制管理の事件については、施行日前にした旧民事執行法の規定による執行処分その他の行為は、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定の適用については、同法の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

(差押禁止財産に関する経過措置)

第十一条 施行日前に申し立てられた旧民事執行法第二百一十二條第一項に規定する動産執行又は一般の先取特権の実行としての旧民事執行法第九十條に規定する動産競売の申立てに係る事件における差し押さえてはならない動産については、第三条の規定による改正後の民事執行法第二百三十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における差押禁止債権に関する経過措置)

第十二条 施行日前に第三条の規定による改正後の民事執行法第五百十一條の二第一項各号に掲げる義務についての金銭債権を請求する場合における差押えてはならない債権については、第三条の規定による改正後の民事執行法第五百十二條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(破産財団に属さない財産に関する経過措置)

第十三条 施行日前に破産宣告があった場合における破産法(大正十一年法律第七十一号)第六條第三項の差押えをすることのできない財産として破産財団に属さない財産については、第三条の規定による改正後の民事執行法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外国人の抵当権に関する法律等の廃止)

第十五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 外国人の抵当権に関する法律(明治三十二年法律第六十七号)

二 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百一十七号)

第十六条 施行日前に旧民法第三百八十三條の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における増価競売の請求であつて、前条第一号の規定による廃止前の外国人の抵当権に関する

法律の規定により抵当権者がその抵当権の目的たる権利を享有することができないときに行うものについては、なお従前の例による。

(金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に附則第十五條第二号の規定による廃止前の金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(以下この条において「旧債権譲渡円滑化臨時措置法」という。)第三條の規定により根抵当権の担保すべき元本につき旧民法第三百九十八條ノ二十第一項の規定の適用について同項第一号に規定する場合に該当するものとみなされた場合における旧債権譲渡円滑化臨時措置法第四條の登記の申請については、なお従前の例による。

(商法の一部改正)

第十八条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項第二号中「第二百九十四條ノ二第一項を」第二百九十五條第一項に改める。

第二百九十五條を削り、第二百九十四條ノ二を第二百九十五條とする。

第三百八十三條第二項中「若ハ企業担保権ノ実行」の下に「若ハ財産開示手続」民事執行法第百九十七條第一項ノ申立ニ依ルモノニ限ル以下此ノ項ニ於テ同ジノ申立を、「企業担保権ノ実行手続」の下に「並ニ財産開示手続」を加える。

第三百八十四條中「実行トシテノ競売」を「実行」に改める。

第四百九十四條第一項第二号中「第二百九十四條ノ二第四項を」第二百九十五條第四項に改める。

第四百九十八條第三項に後段として次のように加える。

此場合ニ於テハ民法第三百八十四條第一号中「抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ」トアルハ「抵当権ノ実行トシテノ競売ノ申立若クハ其提供ヲ承諾セザル旨ノ第三取得者ニ対スル通知ヲ為サズ又ハ其通知ヲ為シタル債権者ガ抵当権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ之ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル後一週間内ニ為サザルトキ」ト読替フルモノトス

(商法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第二百九十五條第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧商法第四百八十八條第三項において準用する旧民法第三百八十三條の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当権の目的たる船舶についての同項において準用する旧民法第三百七十八條の規定による濫除及び同項において準用する旧民法第三百八十四條に規定する増価競売については、

第一条の規定による改正後の民法、第三条の規定による改正後の民事執行法及び前条の規定による改正後の商法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(担保附社債信託法の一部改正)

第二十条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「実行トシテノ競売」を「実行」に改める。

(破産法の一部改正)

第二十一条 破産法の一部を次のように改正する。

第七十条に次の一項を加える。

破産ノ宣告アリタルトキハ破産者ニ付為シタル財産開示手続ハ其ノ効力ヲ失フ

(抵当証券法の一部改正)

第二十二條 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中「第三百八十一條乃至第三百八十七條」を「第三百八十二條乃至第三百八十六條」に改める。

(農業動産信用法の一部改正)

第二十三條 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「第三百八十七條」を「第三百八十二條及第三百八十二條乃至第三百八十六條」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第二十四條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條ノ二第一項第一号中「第四十六條第一項」を「第四十八條」に改める。

第四十六條第二項を削る。

第八十五條第一項第十三号中「第四十六條第一項」を「第四十八條」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 施行日前に生じた前条の規定による改正前の有限会社法第四十六條第二項において準用する旧商法第二百九十五條第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権につい

官 報 (号 外)

ては、なお従前の例による。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二十六条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第三号中「第二百九十四条ノ二第二項」を「第二百九十五条第一項」に改める。

第二百九十九条第一項中「第二百九十四条ノ二」を「第二百九十五条」に改める。

(企業担保法の一部改正)

第二十七条 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「すでに」を「既に」に、「基く」を「基づく」に、「又はを若しくは」に改め、「例による滞納処分」の下に「又は財産開示手続」を加える。

(執行官法の一部改正)

第二十八条 執行官法(昭和四十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十七号中「第五十五条第二項」を「第五十五条第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)」に、「第七十七条第一項又は第八十七号の二第二項」を「第七十七条第一項(第

二号又は第三号に係る部分に限る。又は第八十七号第一項(同法第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。)」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 民事執行法第六十四条の二第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の内覧の実施

(執行官法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 施行日前にされた旧民事執行法第五十五号第二項、第六十八号の二第一項、第七十七号第一項又は第八十七号の二第二項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の申立てに係る事件における執行官が手数料を受ける事務については、前条の規定による改正後の執行官法第八條第一項第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(田中)「担保権の実行としての競売」を「担保不動産競売」に、「若しくは強制管理」を、「強制管理若しくは担保不動産収益執行」に改め、同号(六)の三の次に次のように加える。

別表第一第四号(三)、第五号(二)及び第十八号(中)「若しくは強制管理」を、「強制管理若しくは担保不動産収益執行」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三十一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第三百八十一条又は」を削る。

別表第一の一の項イ中「又は競売」の下に「若しくは収益執行」を加え、同表の一の二の項イ中「又は第七十二条第一項の強制執行の申立て」を、「第七十二条第一項若しくは第七十三条第一項の強制執行の申立て又は同法第九十七号第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て」に改め、同表の一七の項口中「第五十五条第一項若しくは第二項」を「第五十五条第一項」に、「売却のための保全処分若しくは同条第四項」を「売却のための保全処分若しくは同条第五項」に、「又は同法第八十七号の二第一項若しくは第二項」を、「同法第八十七号第一項」に改め、「その取消しの申立て」の下に「又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て」を加える。

(株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第三十二条 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二十第一項中「第二百九十四条ノ二第二項」を「第二百九十五条第一項」に改め

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第三十三条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十四条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「第二百九十四条ノ二第一項」を「第二百九十五条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「及び第二百九十四条から第二百九十五条まで(会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権)」を、「第二百九十四条(会社の業務及び財産状況の検査)及び第二百九十五条(株主の権利の行使に関する利益の供与)」に、「第二百九十四条ノ二第一項」を「第二百九十五条第一項」に改める。

第三百三十条第一項第二号中「第二百九十四条ノ二第四項」を「第二百九十五条第四項」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の保険業法第五十九条第一項において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十六条 金融機関等の更生手続の特例等に関

(六)の四

賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記

賃借権及び抵当 一件につき千円

別表第一第二号(六)の三の次に次のように加える。

(六)の四

賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記

賃借権及び抵当 一件につき千円

する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第二項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第二百六条中、「第二十四条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に、「及び企業担保権を」、「企業担保権」に、「及び更生特例法」を「更生特例法」に改める。

第四百五十三条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第三十七条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第二百七条第三項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。
(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第七十七条において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(新事業創出促進法の一部改正)

第三十九条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の十二第四項中「第四十八条第一項」を

「第四十六条」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第四十条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第三十九条第一項中「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「若しくは再生債権に基づく財産開示手続の申立て」を加え、「及び再生債務者」を「並びに再生債務者」に改め、「強制執行等の手続」の下に「及び再生債権に基づく財産開示手続」を加える。

第二百二十二条第四項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第二百三十三条第三項中「仮処分」の下に「並びに財産開示手続」を加える。

第九百九十七条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四十一条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第四十二条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を

次のように改正する。

第二十七条の見出し中「実行としての競売手続等」を「実行手続等」に改め、同条第一項中「実行としての競売」を「実行」に改める。

(中間法人法の一部改正)

第四十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項を削る。

(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の中間法人法第七十一条第二項において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

(会社更生法の一部改正)

第四十五条 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「実行としての競売」を「実行」に改める。

第五十条第一項中「企業担保権の実行」の下に「若しくは財産開示手続の申立て」を、「企業担保権の実行手続」の下に「並びに財産開示手続」を加え、同条第七項中「実行としての競売」を「実行」に改め、同条第九項中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

第五十一条第一項中「実行としての競売手続」を「実行手続」に改める。

第三十四条第三項中「実行としての競売」を「実行」に改め、「企業担保権の実行」の下に「並びに財産開示手続」を加える。

第二百八条第一項中「及び企業担保権の実行

手続」を、「企業担保権の実行手続及び財産開示手続」に改める。

(なお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第四十六条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「第二百九十四条ノ第二項」を「第二百九十五条第二項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

(なお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十七条において準用する旧商法第二百九十五条第一項の雇用関係に基づいて生じた債権に係る先取特権については、なお従前の例による。

審査報告書

仲裁法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十四日

法務委員長 魚住裕一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化が求められている状況等にかんがみ、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、国際的な標準に則って定めようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 仲裁制度が裁判外紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義、内容等について、事業者及び一般国民に十分周知するとともに、仲裁機関等へのアクセスの向上及び仲裁人の確保等体制の整備を図ること。

二 仲裁制度が国際的な民商事紛争への解決に資するよう、今後の国際的動向等を踏まえて必要

に応じて所要の見直しを行うとともに、仲裁機関の充実や国際的・専門的知見を備えた仲裁人の育成等に努めること。

三 多様なADRの育成・充実に図るため、仲裁制度を含む総合的なADRの利用促進及び裁判手続との連携強化等を内容とする基本法の整備等を含めた施策について、早急に策定すること。

四 消費者仲裁においては、情報・交渉力等に格差がある中で消費者に不利な仲裁合意がなされることのないよう、関係法令を含めて適切な措置を講ずるとともに、仲裁廷による消費者への仲裁制度、解除その他の重要事項の説明に当たっては、消費者の十分な理解を得ることが必要であることを仲裁機関に周知徹底すること。

五 個別労働関係紛争を対象とする労働仲裁においては、労働者の権利保護の観点から関係法令を含めて所要の整備、見直しを行うこと。

右決議する。

仲裁法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

仲裁法案

仲裁法

目次

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 仲裁合意(第十三条 第十五条)

第三章 仲裁人(第十六条 第二十二条)

第四章 仲裁廷の特別の権限(第二十三条 第二十四条)

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理(第二十五条 第三十五条)

第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了(第三十六条 第四十三条)

第七章 仲裁判断の取消し(第四十四条)

第八章 仲裁判断の承認及び執行決定(第四十五条 第四十六条)

第九章 雑則(第四十七条 第四十九条)

第十章 罰則(第五十条 第五十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断(以下「仲裁判断」という。)に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であって、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

(適用範囲)

第三条 次章から第七章まで、第九章及び第十章の規定は、次項及び第八条に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用する。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まていない場合に適用する。

3 第八章の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外にある場合に適用する。

(裁判所の関与)

第四条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

(裁判所の管轄)

第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地(一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。)を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所

が管轄する。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

(任意的口頭弁論)

第六条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

(裁判に対する不服申立て)

第七条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

(仲裁地が定まっていなかった場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていなかった場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときも、することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- 一 第十六条第三項の申立て 同条
- 二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条
- 三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条
- 四 第二十条の申立て 同条

2 前項の場合における同項各号に掲げる申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続に對し、次に掲げる事項を請求することができる。

- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
- 二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製
- 三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
- 四 事件に関する事項の証明書の交付

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に關しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(書面によつてする通知)

第十二条 仲裁手続における通知を書面によつてするとき、当事者間に別段の合意がない限り、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をい

う。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 裁判所は、仲裁手続における書面によつてする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第四百四条及び第百十條から第百十三條までの規定は適用しない。

- 3 前項の規定は、当事者間に同項の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しない。
- 4 第二項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる裁判所並びに名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、当事者間に別段の合意がない限り、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により發送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであつた時に通知がされたものとする。

6 第一項及び前項の規定は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しない。

第二章 仲裁合意

(仲裁合意の効力等)

第十三条 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離婚の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する。

- 2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報(ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。)その他の書面によつてしなければならない。
- 3 書面によつてされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに對して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意

以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

(仲裁合意と本案訴訟)

第十四条 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。

三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

2 仲裁廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができ

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十五条 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十六条 仲裁人の数は、当事者が合意により定めるところによる。

2 当事者の数が二人である場合において、前項の合意がないときは、仲裁人の数は、三人とする。

3 当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人の数を定める。

(仲裁人の選任)

第十七条 仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第五項又は第六項に規定するものについては、この限りでない。

2 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が三人である場合において、前項の合意がないときは、当事者がそれぞれ一人の仲裁人を、当事者により選任された二人の仲裁人がその余の仲裁人を、選任する。この場合において、一方の当事者が仲裁人を選任した他方の当事者から仲裁人を選任すべき旨の催告を受けた日から三十日以内にその選任をしないときは当該当事者の申立てにより、当事者により選任された二人の仲裁人がその選任後三十日以内にその余の仲裁人を選任しないときは一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

3 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、第一項の合意がなく、かつ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

4 当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

5 第一項の合意により仲裁人の選任手続が定め

られた場合であっても、当該選任手続において定められた行為がされないことその他の理由によつて当該選任手続による仲裁人の選任ができなくなったときは、一方の当事者は、裁判所に對し、仲裁人の選任の申立てをすることができ

6 裁判所は、第二項から前項までの規定による仲裁人の選任に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件

二 選任される者の公正性及び独立性

三 仲裁人の数を一人とする場合又は当事者により選任された二人の仲裁人が選任すべき仲裁人を選任すべき場合にあつては、当事者双方の国籍と異なる国籍を有する者を選任することが適当かどうか。

(忌避の原因等)

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができ

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁人の公正性及び独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができ

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、

自己の公正性及び独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性及び独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実(既に開示したものを除く)の全部を遅滞なく開示しなければならない。

(忌避の手続)

第十九条 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

2 前項の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。この場合において、仲裁廷は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

4 前三項に規定する忌避の手続において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができ

5 仲裁廷は、前項の忌避の申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができ。 (解任の申立て) 第二十条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に對し、仲裁人の解任の申立てをすることができ。この場合において、裁判所は、当該仲裁人にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない。 一 仲裁人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなつたとき。 二 前号の場合を除くほか、仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。 (仲裁人の任務の終了) 第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。 一 仲裁人の死亡 二 仲裁人の辞任 三 当事者の合意による仲裁人の解任 四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続においてされた忌避を理由があるとする決定 五 前条の規定による仲裁人の解任の決定 2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続又は前条の規定による解任の手続の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。	(後任の仲裁人の選任方法) 第二十二条 前条第一項各号に掲げる事由により仲裁人の任務が終了した場合における後任の仲裁人の選任の方法は、当事者間に別段の合意がない限り、任務が終了した仲裁人の選任に適用された選任の方法による。 第四章 仲裁廷の特別の権限 (自己の仲裁権限の有無についての判断) 第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限(仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。)の有無についての判断を示すことができる。 2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時(口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。)までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。 3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした場合であっても、前項の主張をすることができ。 4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があつたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。 一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合 合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断 二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定 5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に對し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求め、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができ。 (暫定措置又は保全措置) 第二十四条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。 2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相対的な担保を提供すべきことを命ずることができる。 第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理 (当事者の平等待遇) 第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。 2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。 (仲裁手続の準則) 第二十六条 仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則	は、当事者が合意により定めるところによる。 ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法によつて仲裁手続を実施することができる。 3 第一項の合意がない場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。 (異議権の放棄) 第二十七条 仲裁手続においては、当事者は、この法律の規定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に関しないものに限り。)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく(異議を述べるべき期限についての定めがある場合にあつては、当該期限までに)異議を述べないときは、当事者間に別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。 (仲裁地) 第二十八条 仲裁地は、当事者が合意により定めるところによる。 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、当事者の利便その他の紛争に関する事情を考慮して、仲裁地を定める。 3 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、前二項の規定による仲裁地にかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。 一 合議体である仲裁廷の評議 二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取
---	---	---

官 報 (号 外)

三 物又は文書の見分

(仲裁手続の開始及び時効の中断)

第二十九条 仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する。

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

(言語)

第三十条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用し行うべき手続を定める。

3 第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続についての定めがないときは、その言語を使用し行うべき手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知

三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む。)又は通知

4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用するべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語)による翻訳文を添付することを命ずることができる。

(当事者の陳述の時期的制限)

第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をい

う。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中に、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(審理の方法)

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十

四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該

口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出席せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出席せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出席しなければならない。

4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。

一 鑑定人に質問をすること。

二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

5 前各項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立

てをすることが出来る。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。 2 当事者が前項の申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない。 3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。 一 第五条第一項第二号に掲げる裁判所 二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所 三 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る。) 4 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。 5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。)に対して質問をすることが出来る。 6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、調書を作成しなければならない。 第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了 (仲裁判断において準拠すべき法) 第三十六条 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定めら	れたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。 3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。 4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することが出来る慣習があるときはこれを考慮しなければならない。 (合議体である仲裁廷の議事) 第三十七条 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。 2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。 3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することが出来る。 4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。 (和解) 第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について	当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることが出来る。 2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。 3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならない。 4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることが出来る。 5 前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面で行わなければならない。 (仲裁判断書) 第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りる。 2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。 3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。 4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。 5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法	により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。 6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。 (仲裁手続の終了) 第四十条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があつたときに、終了する。 2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。 一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。 二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。 三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があつたときを除く。) 四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がある、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。 3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることが出来る。 (仲裁判断の訂正) 第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記そ
---	--	--	--

官 報 (号 外)

の他これらに類する誤りを訂正することができ る。	ない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについて の仲裁判断を求める申立てをすることができ る。この場合においては、第四十一条第二項及 び第三項の規定を準用する。	(その法令の公の秩序に関しない規定に関す る事項について当事者間に合意があるとき は、当該合意)に違反するものであったこ と。	7 第一項第五号に掲げる事由がある場合にお いて、当該仲裁判断から同号に規定する事項に 関する部分を区分することができるときは、裁判 所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消す ことができる。
2 前項の申立ては、当事者間に別段の合意がな い限り、仲裁判断の通知を受けた日から三十日 以内にしなければならない。	2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内 に、当該申立てについての決定をしなければなら ない。この場合においては、第四十一条第五 項の規定を準用する。	七 仲裁手続における申立てが、日本の法令に よれば、仲裁合意の対象とすることができな い紛争に関するものであること。	8 第一項の申立てについての決定に対しては、 即時抗告をすることができる。
3 当事者は、第一項の申立てをするときは、あ らかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、 当該申立ての内容を記載した通知を発しなけれ ばならない。	3 第三十九条の規定は、前項の決定について準 用する。	八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序 又は善良の風俗に反すること。	第八章 仲裁判断の承認及び執行決定 (仲裁判断の承認) 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にある かどうかを問わない。以下この章において同 じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただ し、当該仲裁判断に基づく民事執行をするに は、次条の規定による執行決定がなければなら ない。
4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以 内に、当該申立てについての決定をしなければ ならない。	第七章 仲裁判断の取消し 第四十四条 当事者は、次に掲げる事由がある ときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申 立てをすることができ。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、 その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意 に適用すべきものとして指定した法令(当該 指定がないときは、日本の法令)によれば、 当事者の能力の制限以外の事由により、その 効力を有しないこと。 三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続 において、日本の法令(その法令の公の秩序 に関しない規定に関する事項について当事者 間に合意があるときは、当該合意)により必 要とされる通知を受けなかったこと。 四 申立人が、仲裁手続において防御すること が不可能であったこと。 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続におけ る申立ての範囲を超える事項に関する判断を 含むものであること。 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令	2 前項の申立ては、仲裁判断書(第四十一条か ら前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書 を含む。)の写しの送付による通知がされた日か ら三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規 定による執行決定が確定したときは、すること ができる。	2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかが ある場合(第一号から第七号までに掲げる事由 にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存 在を証明した場合に限る。)には、適用しない。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、 その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意 に適用すべきものとして指定した法令(当該 指定がないときは、仲裁地が属する国の法 令)によれば、当事者の能力の制限以外の事 由により、その効力を有しないこと。 三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続 において、仲裁地が属する国の法令の規定 (その法令の公の秩序に関しない規定に関す る事項について当事者間に合意があるときは は、当該合意)により必要とされる通知を受 けなかったこと。
5 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項 の期間を延長することができる。	6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定 及び第一項の申立てを却下する決定について準 用する。	3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその 管轄に属する場合においても、相当と認めると きは、申立てにより又は職権で、当該事件の全 部又は一部を他の管轄裁判所に移送することが できる。	
(仲裁廷による仲裁判断の解釈) 第四十二条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断 の特定の部分の解釈を求める申立てをすること ができる。	2 前項の申立ては、当事者間にかかる申立てを することができる旨の合意がある場合に限り、 することができる。	4 第一項の申立てに係る事件についての第五条 第三項又は前項の規定による決定に対しては、 即時抗告をすることができる。	
2 前項の申立ては、当事者間にかかる申立てを することができる旨の合意がある場合に限り、 することができる。	3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立 てについて、第三十九条並びに前条第四項及び 第五項の規定は第一項の申立てについての決定 について、それぞれ準用する。	5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会 うことができる審尋の期日を経なければ、第一 項の申立てについての決定をすることができな い。	
3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立 てについて、第三十九条並びに前条第四項及び 第五項の規定は第一項の申立てについての決定 について、それぞれ準用する。	四 申立人が、仲裁手続において防御すること が不可能であったこと。	6 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合にお いて、同項各号に掲げる事由のいずれかがある と認めるとき(同項第一号から第六号までに掲 げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在 を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消 すことができる。	
(追加仲裁判断) 第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立て のうちに仲裁判断において判断が示されなかつ たものがあるときは、当事者間に別段の合意が	六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令	すことができる。	

四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に關しない規定に關する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。 七 仲裁地が属する国(仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国)の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機關により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。 八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に關するものであること。 九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。 三 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に關する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。 (仲裁判断の執行決定) 第四十六條 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に對し、執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。)を求め	める申立てをすることができる。 二 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書(日本語で作成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。 三 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機關に對して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に對し、担保を立てるべきことを命ずることができる。 四 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 五 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。 六 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。 七 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。 八 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合にお	いて、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同項第一号から第七号までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。 九 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。 十 第四十四條第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。 第九章 雜則 (仲裁人の報酬) 第四十七條 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができる。 二 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁人の報酬を決定する。この場合において、当該報酬は、相当な額でなければならない。 (仲裁費用の予納) 第四十八條 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定め、当事者に予納を命ずることができる。 二 仲裁廷は、前項の規定により予納を命じた場合において、その予納がないときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。 (仲裁費用の分担) 第四十九條 当事者が仲裁手続に關して支出した費用の当事者間における分担は、当事者が合意により定めるところによる。 二 前項の合意がないときは、当事者が仲裁手続に關して支出した費用は、各自が負担する。	三 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に關して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に對して償還すべき額を定めることができる。 四 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。 五 第三十九條の規定は、前項の決定について準用する。 第十章 罰則 (収賄、受託収賄及び事前収賄) 第五十條 仲裁人が、その職務に關し、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。 二 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けて、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。 (第三者供賄) 第五十一條 仲裁人が、その職務に關し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。 (加重収賄及び事後収賄) 第五十二條 仲裁人が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。	四 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に關して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に對して償還すべき額を定めることができる。 四 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。 五 第三十九條の規定は、前項の決定について準用する。 第十章 罰則 (収賄、受託収賄及び事前収賄) 第五十條 仲裁人が、その職務に關し、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。 二 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けて、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。 (第三者供賄) 第五十一條 仲裁人が、その職務に關し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。 (加重収賄及び事後収賄) 第五十二條 仲裁人が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。
---	--	---	--	--

2 仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第五十三條 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第五十四條 第五十條から第五十二條までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五十五條 第五十條から第五十三條までの規定は、日本国外において第五十條から第五十二條までの罪を犯した者にも適用する。

2 前条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二條の例に従う。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(仲裁合意の方式に關する経過措置)
第二條 この法律の施行前に成立した仲裁合意の方式については、なお従前の例による。

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に關する特例)
第三條 消費者(消費者契約法平成十二年法律第六十一号)第二條第一項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。と事業者同条第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意(次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。)であつて、この法律の施行後に締結されたものに關しては、当分の間、次項から第七項までに定めるところによる。

2 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。ただし、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となつた場合は、この限りでない。

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十二條第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならない。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4 仲裁廷は、当該仲裁手続における他のすべての審理に先立って、前項の口頭審理を実施しなければならない。

5 消費者である当事者に対する第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によつてしなければならない。この場合において、仲裁廷は、第二号から第五号までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければならない。

一 口頭審理の日時及び場所

二 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであること。

三 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問わず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは、却下されるものであること。

四 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができること。

五 消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること。

6 第三項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第二号から第四号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第二項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

7 消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

(個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に關する特例)
第四條 当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であつて、将来において生ずる個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に關する法律(平成十三年法律第百十二号)第一條に規定する個別労働関係紛争をいう。)を対象とするものは、無効とする。

(仲裁手続に關する経過措置)
第五條 この法律の施行前に開始した仲裁手続及び当該仲裁手続に關して裁判所が行う手続仲裁判断があつた後に開始されるものを除く。については、なお従前の例による。

(仲裁人忌避の訴えに關する経過措置)
第六條 前条に定めるもののほか、この法律の施行前に提起された仲裁人忌避の訴えについては、なお従前の例による。

(仲裁廷に対する忌避の申立てに關する経過措置)
第七條 前二條に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第十八條第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた場合における第十九條第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知つた日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(仲裁判断の効力に關する経過措置)
第八條 この法律の施行前に仲裁判断があつた場合においては、当該仲裁判断の裁判所への預置

する通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によつてしなければならない。この場合において、仲裁廷は、第二号から第五号までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければならない。

一 口頭審理の日時及び場所

二 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであること。

三 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問わず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは、却下されるものであること。

四 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができること。

五 消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること。

六 第三項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第二号から第四号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第二項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

七 消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

き、当該仲裁判断の効力、当該仲裁判断の取消しの訴え及び当該仲裁判断に基づく民事執行については、なお従前の例による。

(公示催告手続及仲裁手続二関スル法律の一部改正)

第九条 公示催告手続及仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公示催告手続二関スル法律

第一条中「及仲裁手続」を削る。

第八編を削る。

(民法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「仲裁契約を「仲裁合意」に改める。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第十二条第一項第五号

二 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百九十七号第十一号

三 民事保全法(平成元年法律第九十二号)第三十七号第五項

四 民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第四十一条第一項第六号

五 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第七十二条第二項第六号

(不動産登記法の一部改正)

第十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第百四十二条第一項中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に改める。

(商法の一部改正)

第十二条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十条ノ九ノ二中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に改める。

第四百四十五条第一項第四号中「仲裁契約を「仲裁合意」に改める。

(刑法の一部改正)

第十三条 刑法の一部を次のように改正する。

第百九十七条から第百九十七条の三までの規定中「又は仲裁人」を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第一号中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律第八編」を「仲裁法」に改める。

(建設業法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十五条の十六第四項

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第八十八条の十三第四項

(土地収用法の一部改正)

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十二の見出しを「(仲裁法の準用)」に改め、同条中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

第百三十九条の四第一号中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律第八編」を「仲裁法」に改める。

別表第一の八の項の次に次のように加える。

八の二 仲裁法(平成十五年法律第 号)第四十四条第一項又は第四十八条第一項の規定による申立て

四千円

(公害紛争処理法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定の見出しを「(仲裁法の準用)」に改め、当該規定中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

一 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十一条

二 人権擁護法(平成十五年法律第 号)第五十八号

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項の次に次のように加える。

別表第一の一六の項中「公示催告手続及仲裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に、「同法第七百九十六号の規定による申立て」を「仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十号、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十条 この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)第三条(民事訴訟費用等

第二十一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第六号中「又は仲裁判断を削り、同号の次に次の一号を加える。

平成十五年七月二十五日 参議院會議録第四十四号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

第三十三条第二項第一号中「又は第六号」を

「、第六号又は第六号の二」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十七 仲裁法(平成十五年法律第 号)

第五十条から第五十二条まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄)の罪

審査報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十四日

財政金融委員長 柳田 稔

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、売却時抛出金を廃止し、銀行等以外の会社からの株式の買取りの価額の制限を緩和し、及び銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成二十九年三月三十一日まで

とするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。
なお、平成十五年度一般会計予算に銀行等保有株式取得機構の借入金等に関する債務保証契約の限度額として二兆円が計上されている。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年七月十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号を次のように改める。

一 平成二十九年三月三十一日の経過

第三十八条の二第三項中「の二分の一」を削る。

第四十一条第三項中「場合」の下に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日の前日までに買い取った場合に限る。」を加える。

附則第一条ただし書中「平成十八年九月三十日」を「平成十八年九月三十日」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第一条 削除

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年七月二十四日

財政金融委員長 柳田 稔

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業の登録要件の強化、暴力団排除条項の創設、取立て、広告等に関する規制の強化、貸金業務取扱主任者の制度の創設、一定以上の違法な高金利を定めた金銭消費貸借契約についての契約無効制度の導入、罰則の強化等の措置を講じるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 ヤミ金融の撲滅を実現していくため、国及び都道府県の関係当局において、体制及び連携を強化・充実して関係法令に基づく徹底した取締りを行い、厳正かつ的確な法令の適用を期すること。また、関係機関及び民間団体において、被害者のための相談体制を整備・拡充し、相互の連携を一層強化することができるよう努めること。

今後、貸金業に関する制度のあり方について、実態に即したよりの確な規制体系の構築及び適切な金利規制のあり方につき検討すること。

右決議する。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年七月十七日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務(第十三条、第二十四条の五)」を「第三章 業務(第十三条、第二十四条の二、第三章の二 貸金業務取扱主任者(第二十四条の七)」に、「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める。

第四条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の七第一項に規定する者をいう。第十四条において同じ。)の氏名

七 その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

第四条第二項中「第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他の内閣府令で定める書類」を「内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

三 個人である場合においては、その者及び政令で定める使用人に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用できるものとして内閣府令で定める書類の写し

四 営業所又は事務所の所在地を証する書面

又はその写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

第六条第一項第三号及び第四号中「三年」を「五年」に改め、同項第五号中「若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)の規定を、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)」に、「三年」を「五年」に改め、同項第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」に改め、同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

七 貸金業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

十三 営業所又は事務所について第二十四条

の七に規定する要件を欠く者

十四 貸金業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)

第八条第一項中「(第五号)の下に」及び第七号を、「同項第五号」の下に「又は第七号」を加え、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第六条第一項第六号から第八号までの一」を「第六条第一項第八号から第十号まで又は第十三号のいずれかに」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による届出には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 貸金業を営む旨の表示をすること。

二 貸金業を営む目的をもつて、広告をし、又は貸付けの契約の締結について勧誘をすること。

第十二条中「貸金業者」を「第三条第一項の登録を受けた者」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。

第十三条の次に次の二条を加える。

(証明書の携帯)

第十三条の二 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

第十三条の三 貸金業者は、暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

第十四条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 貸金業務取扱主任者の氏名

第十五条の見出し中「広告」を「広告等」に改め、同条中「広告をするとき」の下に「又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときを」、「表示し」の下に「、又は説明し」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前条第三号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「貸付けの利率」の下に「(市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合その他貸付けの利率を表示し、又は説明することができないことについて内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合には、貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるもの)」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号

第十五条に次の一項を加える。

2 貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条第二項において同じ。)を送付して勧誘(広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。

第十六条の見出し中「誇大広告」を「誇大広告等」に改め、同条中「広告」の下に「又は勧誘」を、「表示」の下に「若しくは説明」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、次の各号に掲げる表示又は説明をしてはならない。

- 一 顧客を誘引することを目的とした特定の商品を担当貸金業者の中心的商品であると誤解させるような表示又は説明
- 二 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明
- 三 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者の借入意欲をそ

そのような表示又は説明

四 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

3 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないよう努めなければならない。

第十七条第一項第八号及び第二項第六号中「第十四条第四号」を「第十四条第五号」に改める。

第十八条第一項第三号中「及び第二十条を」、「第二十条及び第二十一条第二項」に改める。

第二十条中「貸金業者」を「貸金業を営む者」に改め、「保証人」の下に「(以下この章において「債務者等」という。)」を加える。

第二十一条第一項中「貸金業者」を「貸金業を営む者」に、「又はその」を「又は次の各号に掲げる言動その他の人の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。
- 二 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。
- 三 はり紙、立看板その他何らの方法をもつ

てするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

四 債務者等に対し、他の貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することをみだりに要求すること。

五 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求すること。

六 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとる旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

第二十一条第二項中「貸金業者又は貸金業者」を「前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者を」を「貸金業を営む者その他の者に」、「貸金業者の商号」を「貸金業を営む者の商号」に改め、

「事項を」の下に「、内閣府令で定める方法により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
 - 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
 - 三 契約年月日
 - 四 貸付けの金額
 - 五 貸付けの利率
 - 六 支払の催告に係る債権の弁済期
 - 七 支払を催告する金額
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 第二十四条第二項中「第十八条第一項、第二十条」を「第十八条第一項」に改め、「第二十条」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」とを加え、「貸金業者又は貸金業者」を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者を」を「貸金業を営む者その他の者に」、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「債権を譲り受けた者の商号」

と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「金額」とあるのは「金額及び譲り受けた債権の額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり、第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の二第二項中「保証債権（の下に「第二十四条の六を除き、」を加え、」第二十條及び「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等取得した保証業者は」と、を加え、「貸金業者又は貸金業者を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「保証業者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とある

のは「保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「保証等に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 保証等に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の三第二項中「保証債権（の下に「第二十四条の六を除き、」を加え、」第二十條及び「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」と、を加え、「貸金業者又は貸金業者を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「受託弁済者の商号」と、同項第三号中「契約

年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、同条第三項中「受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり、前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第二十四条の四第二項中、「第二十条及び「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」と、を加え、「貸金業者又は貸金業者を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「保証等に係る求償権等」を「貸金業を営む者その他の者」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第

二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改める。

第二十四条の五第二項中、「第二十条及び「及び」に改め、「第二十条中」の下に「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、を加え、「貸金業者又は貸金業者を「貸金業を営む者又は貸金業を営む者」に、「貸金業者その他の者」を「貸金業を営む者その他の者」に、「同条第二項中「貸金業者の商号」を「同条第二項第一号中「貸金業を営む者の商号」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、同項第三号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第四号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第三項中「貸金業を営む者の商号」に改め、第三章同条の次に次の一条を加える。
(準用)
第二十四条の六 第二十四条第一項の規定は貸

除く。』とあるのは、第二十条及び第二十一条並びに第二十四条の六において準用する前項の規定」と、前条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用するこの項の規定」と、同条第二項中「第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）」とあるのは「第二十条及び第二十一条並びに次条において準用する前項の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 貸金業務取扱主任者

第二十四条の七 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する者のうちから次項及び第七項の規定に適合する貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行わなければならない。

2 貸金業務取扱主任者は、第六条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者以外

3 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が第一項の職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

4 貸金業者は、その業務を行うに当たり相手方の請求があつたときは、当該業務を行う営業所又は事務所の貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなければならない。

5 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任した場合に、当該選任の日から起算して六月以内に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、貸金業務取扱主任者研修都道府県知事が行う貸金業に関する法令に関する知識その他の貸金業務取扱主任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。以下この条において同じ。を受けさせなければならない。ただし、その者が選任の日前次項の内閣府令で定める期間内に貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、この限りでない。

6 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が貸金業務取扱主任者研修を受けた者であるときは、当該貸金業務取扱主任者研修を受けた日から内閣府令で定める期間を経過する日までの間に、内閣府令で定めるところにより、当該貸金業務取扱主任者に、新たに貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならない。

7 第五項の規定により貸金業者が貸金業務取扱主任者研修を受けさせなければならないこととされている貸金業務取扱主任者が同項本

文の規定による貸金業務取扱主任者研修を受けることなく貸金業務取扱主任者でなくなつた場合には、その後任の貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者研修を受けた日から前項の内閣府令で定める期間を経過しない者でなければならない。

8 貸金業者は、貸金業務取扱主任者に第五項又は第六項の規定により貸金業務取扱主任者研修を受けさせたときは、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者がその職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により貸金業務取扱主任者として不適当であると認めるときは、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。

10 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、次条に規定する貸金業協会、第三十三條に規定する全国貸金業協会連合会その他の団体であつて、貸金業務取扱主任者研修を適正かつ確実に実施することができると思われるものとして内閣総理大臣が指定するものに、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる。

第二十五條第三項第四号及び第二十九條中「貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他を削る。第三十六條中「一」を「いずれかに」に改め、

同条第一号中「第十一条第二項、第十二條を「第十一条第三項」に、「第十四條」を「第十三條第二項、第十三條の二、第十四條、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項、第十七條」に、「又は第二十四條の五第一項」を、「第二十四條の五第一項」に改め、「含む」の下に「又は第二十四條の七第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項」を加え、同条第九号中の規定に違反し、又は「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一條第七項の規定を除く。）に違反し、又は」に改める。

第三十七條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「第八号」を「第十二号」に改め、「至つたとき」の下に、「又は登録当時同項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十二條の規定に違反したとき。
五 第十三條の三の規定に違反したとき。
第六章中第四十三條の前に次の一条を加える。

（高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効）
第四十二條の二 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつて金銭を交付する契約を含む）において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不

履行について予定される賠償額を含む。）の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第四項から第七項までの規定は、前項の利息の契約について準用する。

第四十四條の二の次に次の三條を加える。
（登録等に関する意見聴取）

第四十四條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第五條第一項の登録をしようとするときは第六條第一項第六号又は第八号から第十号までに該当する事由（同項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由にあつては、同項第六号に係るものに限る。以下「意見陳述事由」という。）、第八條第二項の登録をしようとするときは第六條第一項第八号から第十号まで又は第十三号に該当する事由（同項第六号に係るものに限る。）の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴くものとする。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三十六條の規定による命令又は第三十七條第一項の規定による登録の取消しをしようとするときは、意見陳述事由又は第十三條の三、第二十一條第一項（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する場合を含む。）、第二十四條第三項、第二十四條の二第三項若しくは第二

十四条の三第三項の規定に違反する事実(次条において「意見陳述事実」という。)の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警察本部長の意見を聴くことができる。

(内閣総理大臣等への意見)

第四十四条の四 警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者について、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、内閣総理大臣又は都道府県知事が当該貸金業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官にあつては内閣総理大臣、警察本部長にあつては都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(取立てを行う者に対する質問)

第四十四条の五 警察本部長は、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者による貸付けの契約に基づく債権の取立てが行われているものと認められ、その取立てを行う者について意見陳述事由があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、警察庁長官又は警察本部長が前二条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、当該都道府県警察の警察職員に、その取立てを行う者に対し、貸金業者の商号、名称又は氏名並びにその取立てを行う者の氏名及びその弁済受領権限の基礎となる事実について質問させることができる。

2 第四十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十六条の見出し中「内閣府令」を「命令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四十四条の三から第四十四条の五までの規定により警察庁長官又は警察本部長の権限に属する事務を実施するために必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第四十七条中「一」を「いずれかに」に、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に改め、同条第三号中「違反して他人に貸金業を営ませた者を違反した者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 第二十一条第一項(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同条第七号を同条第十二号とし、同条第四号から第六号までを五号ずつ繰り

下げ、同条第三号を削り、同条第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の五号を加える。

四 第十七条又は第十八条第一項第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

五 第二十条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、第二十条に規定する事項を記載しない委任状を取得した者

六 第二十四条第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をした者

七 第二十四条の二第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方として、貸付けに係る契約について保証契約を締結した者

八 第二十四条の三第三項の規定に違反して、同項第一号又は第二号に該当する者であることを知りながら、これを相手方とし

て、貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した者

第四十八条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条の三の規定に違反した者

第四十八条に次の一号を加える。

十三 第四十四条の五第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第四十九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第八号を同条第十二号とし、同条第七号中「同条第二項」の下に「(第二十四条の六において準用する場合を含む。)」及び「第二十四条の六」を、「第二十四条の二第一項」及び「第二十四条の三第一項」の下に「(第二十四条の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条を同条第九号とし、同条の次に次の二号を加える。

十 第二十四条の七第一項の規定に違反して、貸金業務取扱主任者を選任しなかつた者

十一 第二十四条の七第四項の規定に違反した者

第四十九条第六号中「第二十一条第二項」の下に「若しくは第三項」を、「第二十四条の五第二項」の下に「(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を、「において」の下に「これらの規定を」を加え、同条を同条第八号とし、同条第五号を削り、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「又は第十五条の規定に違反した」を「規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をした」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の二号を加える。

五 第十五条第一項に規定する事項を表示若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をした者

六 第十五条第二項の規定に違反した者

第四十九条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十一条第二項の規定に違反した者

三 第十三条の二の規定に違反した者

第五十条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「において準用する第四条第二項を削る。

第五十一条第一項中「この項の下に及び次項を加え、前四条を」次の各号に掲げる規定に、「法人又は人に対しても、を」法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対してに改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十七条 一億円以下の罰金刑

二 第四十七条の二から前条まで 各本条の罰金刑

第五十一条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の規定の罪についての時効の期間による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「を、又はこれを超える割合による利息を受領した」を「を

たに、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」を「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に

関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

第五条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第二項を」から第三項まで「に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項を」から第三項まで「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第一条、第二条第一項、第三条、第四条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の」を「前号に掲げる」に、「免かれる」を「免れる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

何らの名義をもつてするを問わず、また、いかなる方法をもつてするを問わず、第五条第一項から第三項までの規定に係る禁止を免れる行為をした者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条第一項中「定」を「定め」に改め、「この項の下に」及び次項を加え、「第五条又は前条(第三条に係る部分を除く。を」次の各号に掲げる規定に、「外、その法人又は」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項から第三項まで又は前条第三項 三千万円以下の罰金刑

二 前条第二項(第三条に係る部分を除く。同項の罰金刑

第九条第二項中「前項を」第一項に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

「ほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五条第一項から第三項まで又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中目次の改正規定(第四十三条を「第四十二條の二」に改める部分に限る。)、第十二条の改正規定、第十二条の改正規定、第三十六條第一号の改正規定(第十一條第二項、第十二條を「第十一條第三項」に改める部分に限る。)、第三十七條第一項第三号の次に二号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、第六章中第四十三條の前に一

条を加える改正規定、第四十七條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第四十八條第一号の改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第二号を同条第三号とし、同条の次に五号を加える改正規定(同条第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第四十九條第五号を削る改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第一号の次に二号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。))並びに第五十一條の改正規定並びに第二條並びに附則第六條、第八條から第十一條まで、第十三條、第十六條及び第十七條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 附則第十八條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日又は犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「旧貸金業規制法」という。第三條第一項の登録の申請(この法律の施行の日(以下「施行日」という。前二月以内にされたものを除く。))であつて、この法律の施行の際登録又は登録の拒否の処分がされていないものについての登録又は登録の拒否の処分については、第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下「新貸金業規制法」という。第六條第一項第十四号の規定は、適用しない。

第三条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の際現に旧貸金業規制法第三條第一

信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他

貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

(質屋営業法の一部改正)

第十三条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「とし、同条第三項」と、同条第四項に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の二中「九万円」を「十五万円」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録(施行日前二月に当たる日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録)の申請に係るものを除く。について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請(施行日前二月以内)にされたものを除く。に係るものについては、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求を」、「第五条第二項の下に」及び第三項を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

附則第十四項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求を」、「第五条第二項の下に」及び第三項を加える。

五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求を」、「第五条第二項の下に」及び第三項を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

附則第十四項中「受領」の下に「若しくはその支払の要求を」、「第五条第二項の下に」及び第三項を加える。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正)

第十七条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条第三項の罪若しくは同項の違反行為に係る同法第八条第一項の罪又は別表第二第十号に掲げる罪

別表第二第十号中「(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第八条第一項(第一号)を「第八条第二項」に改め、「又は同法第

八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為の罪(同法第一条、第二条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係るものに限る。))を削り、同表第十八号を次のように改める。

十八 削除

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
右の議案を決議する。

平成十五年七月二十五日

賛成者

浅尾慶一郎 朝日 俊弘
伊藤 基隆 池口 修次
今泉 昭 岩本 司
海野 徹 江田 五月
江本 孟紀 小川 勝也
小川 敏夫 大塚 耕平
岡崎トミ子 勝木 健司
神本美恵子 川橋 幸子
木俣 佳丈 北澤 俊美
郡司 彰 小林 元
佐藤 泰介 佐藤 道夫
佐藤 雄平 櫻井 充
鈴木 寛 高嶋 良充
高橋 千秋 谷 博之
谷林 正昭 千葉 景子
ツルシ マルイ 辻 泰弘

賛成者

浅尾慶一郎 朝日 俊弘
伊藤 基隆 池口 修次
今泉 昭 岩本 司
海野 徹 江田 五月
江本 孟紀 小川 勝也
小川 敏夫 大塚 耕平
岡崎トミ子 勝木 健司
神本美恵子 川橋 幸子
木俣 佳丈 北澤 俊美
郡司 彰 小林 元
佐藤 泰介 佐藤 道夫
佐藤 雄平 櫻井 充
鈴木 寛 高嶋 良充
高橋 千秋 谷 博之
谷林 正昭 千葉 景子
ツルシ マルイ 辻 泰弘

賛成者

浅尾慶一郎 朝日 俊弘
伊藤 基隆 池口 修次
今泉 昭 岩本 司
海野 徹 江田 五月
江本 孟紀 小川 勝也
小川 敏夫 大塚 耕平
岡崎トミ子 勝木 健司
神本美恵子 川橋 幸子
木俣 佳丈 北澤 俊美
郡司 彰 小林 元
佐藤 泰介 佐藤 道夫
佐藤 雄平 櫻井 充
鈴木 寛 高嶋 良充
高橋 千秋 谷 博之
谷林 正昭 千葉 景子
ツルシ マルイ 辻 泰弘

角田 義一 内藤 正光
直嶋 正行 中島 章夫
信田 邦雄 羽田雄一郎
長谷川 清 平田 健二
福山 哲郎 藤井 俊男
藤原 正司 堀 利和
本田 良一 松井 孝治
円 より子 峰崎 直樹
築瀬 進 柳田 稔
山下八洲夫 山根 隆治
山本 孝史 和田ひろ子
若林 秀樹 薬科 満治
井上 哲士 井上 美代
池田 幹幸 市田 忠義
岩佐 恵美 緒方 靖夫
大沢 辰美 紙 智子
小池 晃 小泉 親司
小林美恵子 大門実紀史
西山登紀子 畑野 君枝
八田ひろ子 林 紀子
宮本 岳志 吉川 春子
大江 康弘 田村 秀昭
平野 達男 広野ただし
森 ゆうこ 渡辺 秀央
大脇 雅子 大田 昌秀
田 英夫 福島 瑞穂
参議院議長 倉田 寛之殿

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

本院は、外交防衛委員長松村龍二君を委員長の職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案
職より解任する。
右決議する。

理由

立法府の最重要な責務は法案審議を通じて、行政府の暴走に歯止めを掛ける事にある。特に、人間の生死に係る重大な法案において、法案の疑問点や法案そのものに重大な欠陥があるものについては、与野党を超えて慎重審議に努め、修正すべきは修正し、廃案にすべきものは廃案にするのが当然である。委員長はの重責を担う者は、このような国会審議の意義を深く胸に刻み、審議の充実に務め、公平中立に議事を整理することが当然の責務である。にもかかわらず、松村龍二外交防衛委員長は、いわゆるイラク支援特措法案の審議に際し、その内容の重大さから野党が慎重審議を主張し、審議の続行を要求しているにもかかわらず、しかも小泉首相自らが自衛隊の派遣はこれから現地調査して判断すると明言し法案の緊急性を否定したことを知りながら、職権で質疑終局・採決という暴挙を行った。このような行為は、良識の府たる参議院の委員長の資質に欠けると断じざるを得ない。

イラク支援特措法案は、国連の武力行使容認決議がないまま米英軍が起したイラク戦争の占領統治を支援するため、今なお全土で戦闘が続く戦地イラクへ、わが国の防衛を目的とする自衛隊の陸上部隊を派遣するものであり、自衛隊員が外国の地で戦闘行為に巻き込まれ応戦せざるを得ない可能性が極めて高く、憲法に抵触する疑いが濃厚であり、わが国の外交・安全保障政策に禍根を残すもので、慎重審議は当然である。しかるに、野党委員の真剣な質問に対し、所管大臣の答弁は無責任にもころころと変わり、挙句の果てには現地の実情など分かる訳がないなどと開き直り、委員

会審議を愚弄しているにもかかわらず、松村龍二委員長は、大臣の無責任な答弁を容認し続け、審議を空洞化させ、国会の権威を失墜させたのである。さらに同法案は、提出の動機がそもそも不純であつて、専守防衛を国是とするわが国は自衛隊の海外派遣に慎重であるべきで、このような法案を提出する場合は、事前に十分な現地調査を行い、自衛隊派遣の必要性を的確に判断すべきであつたのに、対米同盟を重視する余り、自衛隊派遣ありきの法案を提出したのである。さらに同法案が今国会の当初の会期末間際に提出されたのは、本法案の審議を理由に国会を大幅延長した方が、小泉首相を始めとする自民党執行部にとり、秋の同党総裁選挙を有利に進めようとする党利党略以外のなにものでもない。国民無視も甚だしい行為である。人間の生死に係る法案を、政治的・政局的動機から提出するなどということをして、良識の府たる参議院は断じて許すべきではなく、同法案は廃案にしてしかるべきであるにもかかわらず、あろうことか松村龍二委員長は、審議を打ち切り成立を図ろうとした行為は全く理解し難い。

イラク支援特措法案の審議が進むにつれ、現地イラクの状況は悪化の一途を辿り、米軍司令官がイラク全土でゲリラ戦が継続していると明言するに至り、本法案が自衛隊派遣を可能とするために設定した「非戦闘地域」などは虚構に過ぎないことが明確となった。国民の大半もイラクへ自衛隊を派遣するべきでないと同法案に反対しており、国際社会も、野党が本来あるべき姿として主張した国連主導によるイラク復興に向け動き出している。これらを勘案すれば、イラク支援特措法案を成立させる必要がないことは極めて明白である。

にもかかわらず松村龍二委員長は、職権で質疑終局・採決を強行した事は全く理解し難く、委員長として不適格であり、我々はこのような委員長に委員会運営の要職を預けることはできない。これが解任決議案を提出する理由である。

投票者氏名

日程第一 国務大臣福田康夫君問責決議案(角田義一君外九名発議)

賛成者(白色票)氏名

一〇三名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	シルン プラシ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
中島 章夫君	信田 邦雄君
羽田雄一郎君	長谷川 清君

平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円 より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	藁科 満治君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
小林美恵子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	西岡 武夫君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	田 英夫君
福島 瑞穂君	測上 貞雄君
又市 征治君	大淵 絹子君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

反対者(青色票氏名)

一三八名

阿南 一成君	阿部 正俊君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	竹山 裕君	武見 敬三君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	谷川 秀善君	段本 幸男君
有村 治子君	泉 信也君	月原 茂皓君	常田 享詳君
市川 一朗君	入澤 肇君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
岩井 國臣君	岩城 光英君	中島 啓雄君	中島 眞人君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	中曾根弘文君	中原 爽君
上野 公成君	魚住 汎英君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君
小野 清子君	尾辻 秀久君	野上浩太郎君	野沢 太三君
大島 慶久君	大仁田 厚君	野間 赴君	南野知恵子君
大野つや子君	太田 豊秋君	橋本 聖子君	服部三男雄君
扇 千景君	岡田 広君	林 芳正君	日出 英輔君
加治屋義人君	加藤 紀文君	福島啓史郎君	藤井 基之君
加納 時男君	狩野 安君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	舛添 要一君	松谷蒼一郎君
片山虎之助君	金田 勝年君	松田 岩夫君	松村 龍二君
亀井 郁夫君	河本 英典君	溝手 顯正君	三浦 一水君
木村 仁君	岸 宏一君	森下 博之君	宮崎 秀樹君
北岡 秀二君	久世 公堯君	森元 恒雄君	森田 次夫君
杓掛 哲男君	国井 正幸君	矢野 哲朗君	森山 裕君
小泉 顯雄君	小齊平敏文君	山崎 力君	山内 俊夫君
小林 温君	後藤 博子君	山下 英利君	山崎 正昭君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君	山本 一太君	山下 善彦君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	吉村剛太郎君	吉田 博美君
齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君	脇 雅史君	若林 正俊君
桜井 新君	山東 昭子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
清水嘉与子君	清水 達雄君	魚住裕一郎君	加藤 修二君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	風間 昶君	草川 昭三君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	木庭健太郎君	沢 たまき君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	白浜 一良君	高野 博師君
田中 直紀君	田村 公平君	遠山 清彦君	鶴岡 洋君
			浜田卓二郎君

日程第二 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇七名

阿南 一成君	阿部 正俊君	小林 温君	鴻池 祥肇君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	近藤 剛君	佐々木知子君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
有村 治子君	泉 信也君	齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君
市川 一朗君	入澤 肇君	桜井 新君	山東 昭子君
岩井 國臣君	岩城 光英君	清水嘉与子君	清水 達雄君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
上野 公成君	魚住 汎英君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
小野 清子君	尾辻 秀久君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
大島 慶久君	大仁田 厚君	田中 直紀君	田村 公平君
大野つや子君	太田 豊秋君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
扇 千景君	岡田 広君	竹山 裕君	武見 敬三君
加治屋義人君	加藤 紀文君	谷川 秀善君	段本 幸男君
加納 時男君	狩野 安君	月原 茂皓君	常田 享詳君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
片山虎之助君	金田 勝年君	中島 啓雄君	中島 眞人君
亀井 郁夫君	河本 英典君	中曾根弘文君	中原 爽君
木村 仁君	岸 宏一君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君
北岡 秀二君	久世 公堯君	野上浩太郎君	野沢 太三君
杓掛 哲男君	国井 正幸君	野間 赴君	南野知恵子君
小泉 顯雄君	小齊平敏文君	橋本 聖子君	服部三男雄君
		林 芳正君	日出 英輔君
		福島啓史郎君	藤井 基之君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
		舛添 要一君	松谷蒼一郎君
		松田 岩夫君	松村 龍二君
		溝手 顯正君	三浦 一水君
		宮崎 秀樹君	森田 次夫君
		森山 裕君	森田 俊夫君
		山崎 正昭君	

山下 英利君	山下 善彦君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	田名部匡省君	田村 秀昭君	齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君
山本 一太君	吉田 博美君	薬科 満治君	荒木 清寛君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	桜井 新君	山東 昭子君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	平野 貞夫君	平野 達男君	清水嘉与子君	清水 達雄君
脇 雅史君	浅尾慶一郎君	風間 昶君	草川 昭三君	広野ただし君	松岡満壽男君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	木庭健太郎君	沢 たまき君	森 ゆうこ君	山本 正和君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
池口 修次君	今泉 昭君	白浜 一良君	高野 博師君			関谷 勝嗣君	田浦 直君
岩本 司君	海野 徹君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	日程第三 仲裁法案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	田中 直紀君	田村 公平君
江田 五月君	江本 孟紀君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君	阿南 一成君	阿部 正俊君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
小川 勝也君	小川 敏夫君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	竹山 裕君	武見 敬三君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	弘友 和夫君	福本 潤一君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	谷川 秀善君	段本 幸男君
勝本 健司君	神本美恵子君	松 あきら君	森本 晃司君	有村 治子君	泉 信也君	月原 茂皓君	常田 享詳君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	山口那津男君	山下 栄一君	市川 一朗君	入澤 肇君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
北澤 俊美君	郡司 彰君	山本 香苗君	山本 保君	岩井 國臣君	岩城 光英君	中島 啓雄君	中島 眞人君
小林 元君	興石 東君	渡辺 孝男君	大脇 雅子君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	中曾根弘文君	中原 爽君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	大田 昌秀君	田 英夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	福島 瑞穂君	又市 征治君	小野 清子君	尾辻 秀久君	野上浩太郎君	野沢 太三君
櫻井 充君	榛葉賀津也君	大淵 絹子君	黒岩 宇洋君	大島 慶久君	大仁田 厚君	南野知恵子君	橋本 聖子君
鈴木 寛君	高嶋 良充君	中村 敦夫君	西川きよし君	大野つや子君	太田 豊秋君	服部三男雄君	林 芳正君
高橋 千秋君	谷 博之君	本岡 昭次君		扇 千景君	岡田 広君	日出 英輔君	福島啓史郎君
谷林 正昭君	千葉 景子君			加治屋義人君	加藤 紀文君	藤井 基之君	保坂 三蔵君
シレンメルイ君	辻 泰弘君			加納 時男君	狩野 安君	真鍋 賢二君	舩添 要一君
角田 義一君	内藤 正光君	井上 哲士君	井上 美代君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	松谷倉一郎君	松田 岩夫君
直嶋 正行君	中島 章夫君	池田 幹幸君	市田 忠義君	片山虎之助君	金田 勝年君	松村 龍二君	松山 政司君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	亀井 郁夫君	河本 英典君	三浦 一水君	溝手 顕正君
長谷川 清君	平田 健二君	大沢 辰美君	紙 智子君	木村 仁君	岸 宏一君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
広中和歌子君	福山 哲郎君	小池 晃君	小泉 親司君	北岡 秀二君	久世 公堯君	森田 次夫君	森元 恒雄君
藤井 俊男君	藤原 正司君	小林美恵子君	大門実紀史君	杵掛 哲男君	国井 正幸君	森山 裕君	矢野 哲朗君
堀 利和君	本田 良一君	富樫 練三君	西山登紀子君	小泉 顯雄君	小齊平敏文君	山崎 俊夫君	山崎 力君
松井 孝治君	円 より子君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	小林 温君	鴻池 祥肇君	山下 正昭君	山下 英利君
峰崎 直樹君	築瀬 進君	林 紀子君	宮本 岳志君	近藤 剛君	佐々木知子君	吉田 善彦君	山本 一太君
柳田 稔君	山下八洲夫君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	若林 正俊君	吉村剛太郎君
山根 隆治君	山本 孝史君	岩本 莊太君	大江 康弘君			脇 雅史君	

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	草川 昭三君	木庭健太郎君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
伊藤 基隆君	池口 修次君	沢 たまき君	白浜 一良君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
今泉 昭君	岩本 司君	高野 博師君	統 訓弘君			関谷 勝嗣君	田浦 直君
海野 徹君	江田 五月君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君			田中 直紀君	田村 公平君
江本 孟紀君	小川 勝也君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君			田村耕太郎君	伊達 忠一君
小川 敏夫君	大塚 耕平君	日笠 勝之君	弘友 和夫君			竹山 裕君	武見 敬三君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	福本 潤一君	松 あきら君			谷川 秀善君	段本 幸男君
神本美恵子君	川橋 幸子君	森本 晃司君	山口那津男君			有馬 朗人君	常田 享詳君
木俣 佳文君	北澤 俊美君	山下 栄一君	山本 香苗君			泉 信也君	中川 義雄君
郡司 彰君	小林 元君	山本 保君	渡辺 孝男君			入澤 肇君	中島 眞人君
輿石 東君	佐藤 泰介君	岩本 莊太君	大江 康弘君			岩城 光英君	中原 爽君
齋藤 勁君	佐藤 雄平君	田名部匡省君	田村 秀昭君			上杉 光弘君	西銘順志郎君
榛葉賀津也君	櫻井 充君	高橋紀世子君	西岡 武夫君			魚住 汎英君	野沢 太三君
高嶋 良充君	鈴木 寛君	平野 貞夫君	平野 達男君			尾辻 秀久君	野上浩太郎君
谷 博之君	高橋 千秋君	広野ただし君	松岡満壽男君			大仁田 厚君	野間 起君
千葉 景子君	谷林 正昭君	森 ゆうこ君	山本 正和君			太田 豊秋君	橋本 聖子君
辻 泰弘君	角田 義一君	大脇 雅子君	大田 昌秀君			岡田 広君	林 芳正君
内藤 正光君	直嶋 正行君	田 英夫君	福島 瑞穂君			加藤 紀文君	福島啓史郎君
中島 章夫君	信田 邦雄君	又市 征治君	大淵 絹子君			狩野 安君	保坂 三蔵君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	黒岩 宇洋君	中村 敦夫君			片山虎之助君	舩添 要一君
平田 健二君	広中和歌子君	西川きよし君	本岡 昭次君			亀井 郁夫君	松田 岩夫君
福山 哲郎君	藤井 俊男君					木村 仁君	松山 政司君
藤原 正司君	堀 利和君					北岡 秀二君	溝手 顕正君
本田 良一君	松井 孝治君					沓掛 哲男君	森下 博之君
円 より子君	峰崎 直樹君					小泉 顕雄君	森元 恒雄君
篠瀬 進君	柳田 稔君					小林 温君	矢野 哲朗君
山下八洲夫君	山根 隆治君					近藤 剛君	山崎 力君
山本 孝史君	和田ひろ子君					佐藤 昭郎君	山下 英利君
若林 秀樹君	藁科 満治君					佐藤 泰三君	山本 一太君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君					斎藤 滋宣君	吉村剛太郎君
加藤 修一君	風間 昶君					桜井 新君	脇 雅史君
						清水嘉与子君	魚住裕一郎君
							風間 昶君

反対者氏名

二〇名

日程第四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名
一三七名

反対者氏名

一〇一名

木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
続 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	

淺尾慶一郎君	朝日	俊弘君
伊藤 基隆君	池口	修次君
今泉 昭君	岩本	司君
海野 徹君	江田	五月君
江本 孟紀君	小川	勝也君
小川 敏夫君	大塚	耕平君
岡崎トミ子君	勝木	健司君
神本美恵子君	川橋	幸子君
木俣 佳文君	北澤	俊美君
郡司 彰君	小林	元君
輿石 東君	佐藤	泰介君
佐藤 道夫君	佐藤	雄平君
齋藤 勁君	櫻井	充君
榛葉賀津也君	鈴木	寛君
高嶋 良充君	高橋	千秋君
谷 博之君	谷林	正昭君
千葉 景子君	シルシ マルテ君	
辻 泰弘君	角田	義一君
内藤 正光君	直嶋	正行君
中島 章夫君	信田	邦雄君

羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円 より子君	峰崎 直樹君
竊瀨 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	藁科 満治君
井上 哲十君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
小林美恵子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西岡 武夫君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島 瑞穂君
又市 征治君	大淵 絹子君
中村 敦夫君	西川きよし君
本岡 昭次君	

日程第五　貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　　二三七名

阿南	一成君	阿部	正俊君
愛知	治郎君	青木	幹雄君
荒井	正吾君	有馬	朗人君
有村	治子君	泉	信也君
市川	一朗君	入澤	肇君
岩井	國臣君	岩城	光英君
岩永	浩美君	上杉	光弘君
上野	公成君	魚住	汎英君
小野	清子君	尾辻	秀久君
大島	慶久君	大仁田	厚君
大野つや子君		太田	豊秋君
扇	千景君	岡田	広君
加治屋義人君		加藤	紀文君
加納	時男君	狩野	安君
景山俊太郎君		柏村	武昭君
片山虎之助君		金田	勝年君
亀井	郁夫君	河本	英典君
木村	仁君	岸	宏一君
北岡	秀二君	久世	公堯君
杳掛	哲男君	国井	正幸君
小泉	顕雄君	小齊平敏文君	
小林	温君	鴻池	祥肇君
近藤	剛君	佐々木知子君	
佐藤	昭郎君	佐藤	泰三君
齊藤	滋宣君	桜井	新君
山東	昭子君	清水嘉与子君	
清水	達雄君	椎名	一保君
陣内	孝雄君	鈴木	政二君

世耕 弘成君	田浦 直君	田村 公平君	伊達 忠一君	武見 敬三君	段本 幸男君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	西銘順志郎君	野沢 太三君	南野知恵子君	服部三男雄君	日出 英輔君	藤井 基之君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君	森山 裕君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山下 善彦君	吉田 博美君	若林 正俊君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	海野 徹君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	竹山 裕君	谷川 秀善君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君	中曽根弘文君	仲道 俊哉君	野上浩太郎君	野間 起君	橋本 聖子君	林 芳正君	福島啓史郎君	保坂 三蔵君	舛添 要一君	松田 岩夫君	松山 政司君	溝手 顕正君	森下 博之君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	朝日 俊弘君	池口 修次君	岩本 司君	江田 五月君

江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ヅルキ ブルヲ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
中島 章夫君	信田 邦雄君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円 より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	藁科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君

浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
小林美恵子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西岡 武夫君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島 瑞穂君
又市 征治君	大淵 絹子君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君
西川きよし君	

反対者氏名

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二三〇円 一一〇円（バ）